

第 12 章 公園

1 2 - 1 都市公園等の種類と配置基準

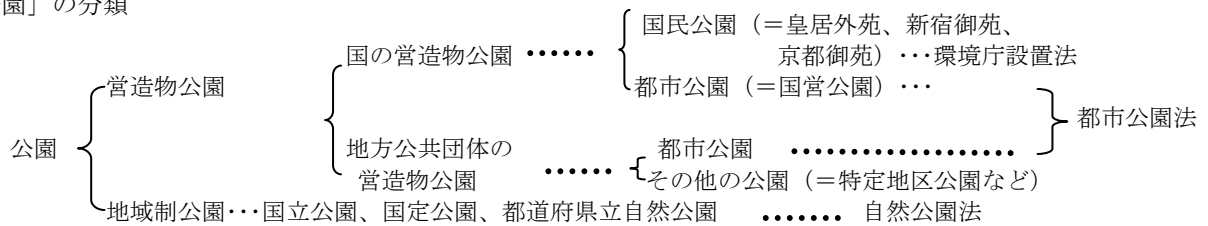
浜松市には多数の公園が設置されている。公園が設置されることになる法的な背景は次の説明の通りである（社団法人日本都市計画学会都市計画マニュアルより）。

4-1-1 都市公園の種類

一般に「公園」と呼ばれるものは、営造物公園と地域制公園とに大別される。営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表される。営造物公園は国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権限を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物である。地域制公園は自然公園法に基づく自然公園に代表される。国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権限に関係なく、その区域を公園として指定し土地利用の制限や一定の行為の禁止又は制限等によって自然景観を保全することを主な目的とする。

「公園」の分類を一覧表にしたものが下記の表である

「公園」の分類



(1) 都市公園の定義

都市公園は都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項で次のように定義されている。

この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地の設ける公園施設を含むものとする。

- 1 都市計画施設〔都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ〕である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第 2 項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 2 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - イ. 1 の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（ロに該当するものを除く）
 - ロ. 国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化資産の保全及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

都市計画法第 4 条第 6 項

この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第 11 条第 1 項各号に掲げる施設をいう。

都市計画法第 11 条第 1 項

都市計画には、当該都市計画区域における次の各号に掲げる施設で必要なものを定めるものとする。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる、

都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号

公園、緑地、広場、墓苑その他の公共空地

つまり、都市公園は都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条に基づく、下記の①又は②に該当する公園又は緑地である。

- ① 都市計画施設である公園又は緑地で、国又は地方公共団体の設置するもの。この場合都市計画区域の内外を問わない。
- ② 都市計画法による都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園又は緑地。この場合都市計画決定の有無に関わらず、また、都市計画事業により施行されたものに限らない。

なお、都市公園は都市公園を管理することとなる者（国、地方公共団体）が供用を開始するにあたり政令で定める事項を公告することにより設置されるものである（都市公園法第 2 条の 2）

(2) 都市公園の分類

都市公園は、機能、目的、利用対象、誘致圏域等によって次表のように ① 基幹公園（住区基幹公園、都市基幹公園）、② 特殊公園、③ 大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、④ 国営公園、⑤ 緩衝緑地、⑥ 都市緑地、⑦ 都市林、⑧ 緑道、⑨ 広場公園の 9 つに大別されている。

このうち、「都市林」、「広場公園」は平成 5 年の都市公園法施行令の改正により、新たに追

加された公園種別である。また、住区基幹公園のひとつである「街区公園」も同じく平成5年の施行令改正において、それまでの「児童公園」について、児童の利用のみならず、高齢者をはじめとする街区内の居住者全体の利用を目的とした公園とするよう制度変更したものである。

都市公園の種類

種類	種別	内容
基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを基準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1近隣街区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを基準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを基準として配置する。
	都市基幹公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを基準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを基準として配置する。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を基準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを基準として配置する。
国営公園	主として一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を基準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地域等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市緑地	主として都市の自然的の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を基準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。	
都市林	主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを基準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のために休息等の利用に供することを目的として配置する。	

注…1. 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位（小学校区に担当）

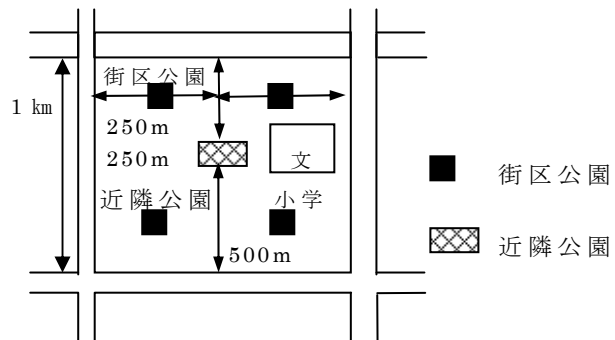
2. 都市公園事業費補助の種別体系とはことなる

4-1-2 都市公園の配置基準

都市公園の配置及び規模の基準は、都市公園法施行令第2条（地方公共団体が設置する都市公園）及び第3条（国が設置する都市公園）に定められている。これらを標準的にまとめたものが以下の図表である。

住区レベル（1近隣住区）
 標準面積：100ha（1km×1km）
 標準人口：10,000人
 街区公園 4箇所
 近隣公園 1箇所

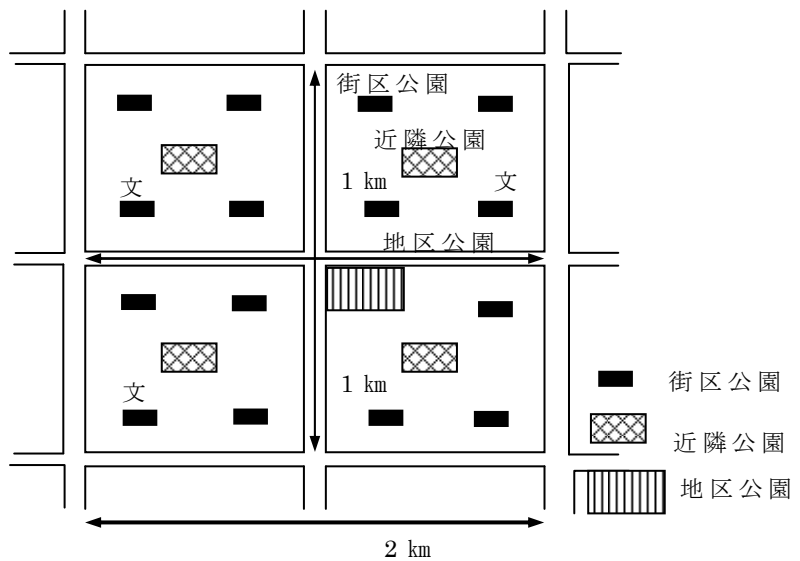
街区公園：標準面積 0.25ha
 誘致距離 250m
 近隣公園：標準面積 2ha
 誘致距離 500m



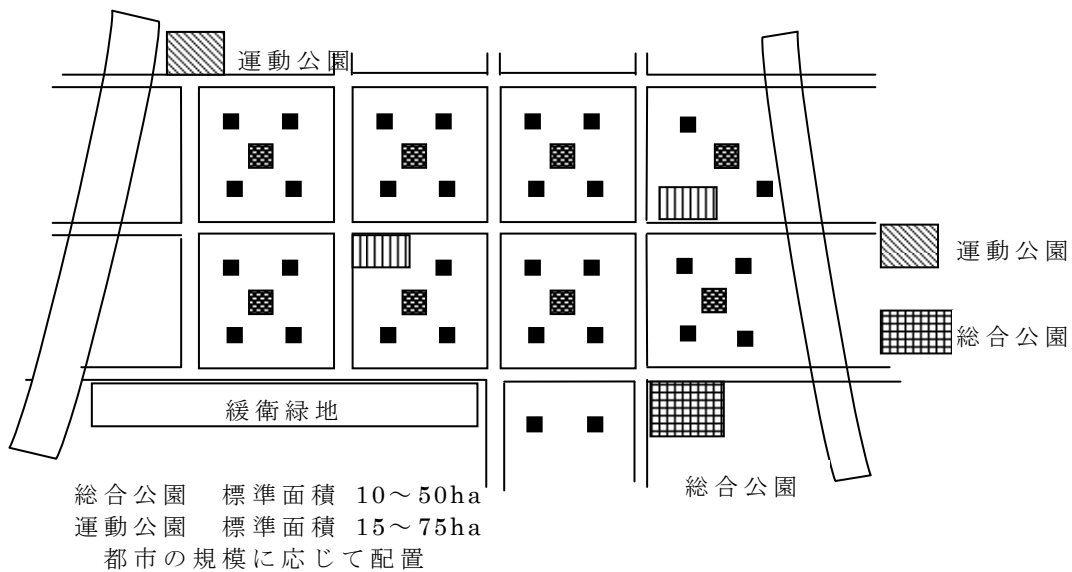
住区レベル（4近隣住区）
 標準面積：400ha
 標準人口：40,000人

街区公園 16箇所
 近隣公園 4箇所
 地区公園 1箇所

地区公園：標準面積 4ha
 誘致距離 1km



都市レベル



浜松市の公園管理数と面積

1 都市公園

※県又は市が都市公園法に基づいて開設している公園 (単位：ha)

種別	南部公園管理事務所		北部公園管理事務所		合計	
	公園数	公園面積	公園数	公園面積	公園数	公園面積
街区公園	278	44.52	63	6.90	341	51.42
近隣公園	17	23.02	2	3.23	19	26.25
地区公園	6	26.77	3	11.35	9	38.12
総合公園	5	86.10	2	32.90	7	119.00
運動公園	4	71.23			4	71.23
広域公園	1	39.77			1	39.77
特殊公園	1	1.52			1	1.52
緑地	51	55.44	13	35.92	64	91.36
緑道	4	1.23	1	0.03	5	1.26
合計	367	349.60	84	90.33	451	439.93

2 その他の公園

※市が開設している公園のうち、都市公園法の適用を受けない公園 (単位：ha)

種別	南部公園管理事務所		北部公園管理事務所		合計	
	公園数	公園面積	公園数	公園面積	公園数	公園面積
児童公園	61	5.21	44	4.14	105	9.35
子どもの遊び場	13	0.68	0	0	13	0.68
その他の公園	29	34.37	62	30.14	91	64.51
合計	103	40.26	106	34.28	209	74.54

中区の面積は44.23平方キロメートル。都市公園とその他の公園の合計は514.47haで、これは5.14平方キロメートル。従って、中区の面積の11.6%に当たる。

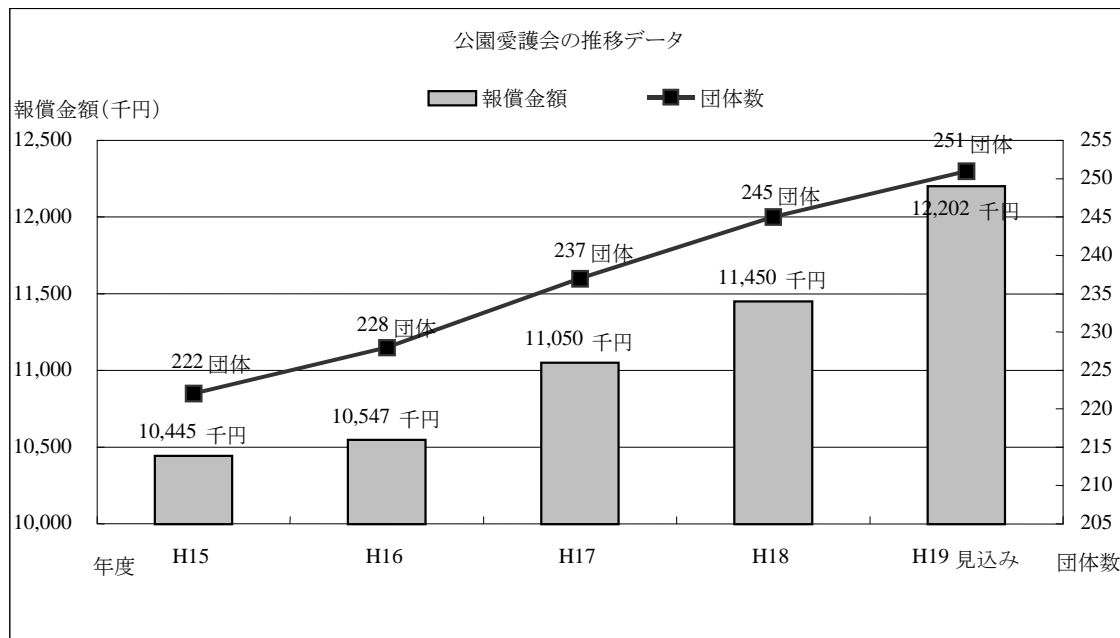
第 12 章 公園

1 2 - 2 浜松市の公園愛護会の団体数と報償金額

公園愛護会は愛護会要綱に従って公園の管理を行う組織。ほとんどは地元で自治会を通して結成されている。年 1 回「公園愛護会の集い」を開催し、事例発表や事務連絡の場としている。また、熱心な活動を行った会を表彰する。

愛護会は 12 市町村の合併時には旧浜松市だけにあったが、合併後その他市町村にも作られつつある。

(平成 19 年 4 月 1 日現在)



第 12 章 公園

12-3 浜松市公園愛護会報償金交付要綱について

浜松市が定めている公園愛護会の報償金交付要綱は以下の通りである。

第 1 条（趣旨） この要綱は、公園等の美化と地域の連帯を深めるとともに、公園愛護思想の高揚を図るため、公園等の愛護活動を行う市民の組織に対して交付する報償金について、必要な事項を定める。

第 2 条（用語の定義） この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 公園等とは、浜松市（南部・北部公園管理事務所）が管理する公園及び緑地等をいう。
- (2) 愛護活動とは、公園等の敷地のうち、面積 5,000 ㎡以下の区域の清掃及び除草、軽易な剪定刈り込み、樹木等への散水、その他市長が必要と認める活動をいう。
- (3) 公園愛護会とは、公園等の愛護活動を行う市民の組織で、市長に届け出たものをいう。

第 3 条（公園愛護会結成の届出） 前条第 3 号に規定する届出は、公園愛護会結成届（第 1 号様式）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 公園愛護会の規約
- (2) 公園愛護会の役員名簿
- (3) 愛護活動を行う公園等の区域を明示する図面
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 公園愛護会は、前項各号に掲げる図書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第 4 条（計画書の提出） 公園愛護会は、公園愛護会活動計画書（第 2 号様式）を毎年度当初に、市長に提出しなければならない。

第 5 条（報償金額） 報償金額は、予算の範囲内で、愛護活動を行う区域の面積に応じて次に定める面積割額及び基本割額を合計した額とする。

- (1) 面積割額（100 ㎡未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た面積）1 ㎡につき 20 円
 - (2) 基本割額
- | | |
|-------------------|---------|
| 500 ㎡以下 | 8,000 円 |
| 501 ㎡ ～ 800 ㎡ | 6,000 円 |
| 801 ㎡ ～ 1,000 ㎡ | 4,000 円 |
| 1,001 ㎡ ～ 1,500 ㎡ | 3,000 円 |
| 1,501 ㎡以上 | 0 円 |

第 6 条（報償金の交付申請） 報償金の交付を受けようとする公園愛護会は、公園愛護会報償金交付申請書（第 3 号様式）に公園愛護会活動報告書（第 4 号様式）を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

第 7 条（報償金の交付決定） 市長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、公園愛護会報償金交付決定通知書（第 5 号様式）により通知後、第 5 条に規定する報償金を交付するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができるものとする。

第 8 条（交付決定の取消し又は変更） 市長は、公園愛護会が次のいずれかに該当すると認めるときは、報償金の交付の決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した報償金があるときは、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 公園愛護会が解散し、又は愛護活動を休止したとき。
- (2) 報償金交付の条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 偽り、その他不正な手段により報償金の交付を受けたとき。

第 9 条（細目） この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に第 3 条第 1 項に定める公園愛護会結成届及び添付図書と同様のものを市長に届け出ている者は、同項の規定による届出をした者とみなす。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条(1)改正）

第1号様式 (第3条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

公園愛護会
 会 長 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

公園愛護会結成届

わたしたちは、公園の美化と地域の連帯を図るため、_____ を愛護育成いたしたく、_____ 公園愛護会を結成しましたので届けます。

第2号様式 (第4条関係)

平成 年 月 日

平成 年度 公園愛護会活動計画書

- 1 愛護会名称 _____ 公園愛護会
 2 会員数 _____ 人
 3 愛護会会長 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

4 年間活動計画

月	活 動 内 容
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	

※ 地元自治会長の確認

自治会名称

会 長 名



第3号様式 (第6条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

公園愛護会

住 所

会 長 氏 名

電 話 番 号

印

平成 年度公園愛護会報償金交付申請書

次のとおり、平成 年度分の公園愛護会報償金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

第4号様式 (第6条関係)

平成 年度公園愛護会活動報告書

(あて先) 浜松市長

公園愛護会

会 長

月 日	活 動 内 容	参加人数

第5号様式 (第7条関係)

浜公南第 号
平成 年 月 日

公園愛護会
会 長 様

会 長

浜松市長

印

平成 年度 公園愛護会報償金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました平成 年度分の公園愛護会の報償金について、
次のとおり交付します。

平成 年度分の公園愛護会の報償金について、

記

交付金額 円

第 13 章 街路樹

1 3 - 1 街路樹の概要

1. 街路樹の管理本数

平成 19 年度 浜松市道路緑化数量一覧表

平成 19 年 8 月 1 日現在 (単位: 本)

管理区分: 国 県 道	路線数	高木 (本)	中木 (本)	低木 (株)
浜松全体	39	9,545	5,089	357,657
南部公園 管理事務所	24	6,058	5,089	357,657
北部公園 管理事務所	24	3,487		
管理区分: 市 道	路線数	高木 (本)	中木 (本)	低木 (株)
浜松全体	543	35,007	22,311	1,348,002
南部公園 管理事務所	421	27,985	17,535	893,981
北部公園 管理事務所	123	7,022	4,776	454,021
合 計				
	路線数	高木 (本)	中木 (本)	低木 (株)
浜松全体	582	44,552	27,400	1,705,659
南部公園 管理事務所	445	34,043	22,624	1,251,638
北部公園 管理事務所	147	10,509	4,776	454,021

参考

管理区分	路線数	高 木	中 木	低 木
国道 1 号		531	945	38,891

※国県道は、東名高速道路以南を南部公園管理事務所が、以北を北部公園管理事務所が所管する。市道は、中区・東区・西区・南区を南部公園管理事務所が、北区・浜北区・天竜区を北部公園管理事務所が所管する。

※路線数の合計が南部・北部公園管理事務所がそれぞれ管理する路線数の合計と合わないのは、同一路線を両公園管理事務所が重複管理しているため。

2. 常緑樹と落葉樹

【樹種選定】

旧浜松市では、街路樹マスタープラン（昭和 62 年作成）をもとに植栽を進めてきた。現在は、一部を修正した浜松市道路緑化推進計画（平成 15 年作成）により進めている。

浜松の気候や風土にあった樹種（特に潮風、土壌等に留意する。）

- ① 歩道幅員に見合った樹種 ② 育成管理が容易な樹種

【常緑樹・落葉樹のメリット、デメリット】

街路樹は、景観向上、生活環境保全、緑陰形成、交通安全、自然環境保全及び防災機能のため植栽されている。

高木は、夏に緑陰をつくり冬に日差しがあたるように、落葉樹を主体とし、沿道の形態などにより常緑樹も植栽することとなっている。低木は、常緑樹を主体としている。

落葉樹は、新緑や紅葉の美しさ、夏の緑陰のメリットがあるが、紅葉後一度に落葉するため落ち葉問題が発生する。

常緑樹は、緑を保ち、潮風に強い樹種も多い。1 年を通じて葉を少しずつ落とすものが多いが、クスノキのように年 2 回落とすものもある。

【常緑樹・落葉樹の割合】

落葉樹は、ケヤキ、ナキンハゼ、モジバフウ、イヨウ、ナズナキなどが代表され、高木樹木全体の約 56% を占めている。

常緑樹は、クマツ、ヤマモモ、マテバシイ、タブノキ、シラカシなどが代表され、約 44% を占めている。

3. 街路樹管理経費

【街路樹管理概要】

街路樹管理の概要は、高中木剪定、低木寄植剪定、除草作業などが主なものである。落ち葉清掃は、街路樹愛護会 活動や沿道の住民の協力により成り立っている。

【街路樹管理経費】

年度	街路樹管理経費 (円)	備考
平成 17 年度	282,071,683	決算額
平成 18 年度	286,427,930	決算額
平成 19 年度	340,095,000	当初契約額

【中央分離帯の植栽】

現状では、ボックスウッド、サキ、ツゲなどの低木が植栽されているところと植栽されていないところがある。

ボックスウッドは害虫に弱く、近年の農薬散布による害虫駆除が抑制されている状況であり、食害による枯れが発生している。サツキは温暖化の影響のためか猛暑による枯れが発生している。

中央分離帯は、交通上の視距の確保や樹木管理作業における交通渋滞等の問題があるため、最近では芝生や地被類を用いることが多い。

3. 浜松市街路樹の種類別上位 10 種の本数（斜字は落葉樹、その他は常緑樹）

高木		中木		低木		地被類	
ケヤキ	2,426	サザンカ	9,197	ヒトツツジ	500,921	コウライシハ	14,885
クロマツ	2,361	ヘニカナメチ	819	キンメツゲ	105,783	コクマササ	4,949
ヤマモモ	2,199	サンゴシユ	748	アヘリア	49,681	フッキソウ	2,742
マテハシ	1,812	レッドロビン	637	カンツハキ	38,235	コトネアスター	1,523
ナンキンハゼ	1,721	イヌマキ	626	ササキツツジ	37,789	ノシハ	1,398
タブノキ	1,669	アラカシ	500	トベラ	28,053	ヒペリカムカリシナム	1,384
シラカシ	1,215	シラカシ	441	ハマヒサカキ	23,763	テイカカツラ	1,339
モジハフク	1,191	ヒメユズリハ	439	マルハシヤリンハイ	23,074	チャボリュウ	1,020
ハナミズキ	1,122	ヤマモモ	435	ボックスウッド	15,294	ヘテラカナリエンシス	974
クスノキ	1,082	タブノキ	398	サザンカ	8,054	リュウノヒゲ	598

18 年度街路樹要望・通報処理

① 剪定依頼（視認障害、民地侵入、照明障害、枯れ枝）	80 件
② 落ち葉	25 件
③ 害虫	42 件
④ 危険木等	22 件
⑤ 除草	5 件
⑥ 樹木撤去	1 件
⑦ 鳥の巣	3 件
⑧ 根の侵入	1 件
⑨ 歩道段差	4 件
⑩ その他	20 件
計	203 件

交通島における植樹整備状況（旧浜松市道分） 平成 19 年 4 月 1 日現在

路線番号	路線名	管理面積(m ²)	樹木名	常・落	形状	数量(本)
5	曳馬中田島線	169	クロマツ	常	高	3
		60	ホルトノキ	常	高	1
6	元浜米津線	144	ケヤキ	落	高	1
61	布橋 7 号線	114	クロマツ	常	高	6
			ヒノキ	常	高	1
72	富塚 248 号線	1	ケヤキ	落	高	1
95	池川富塚線	355	クスノキ	常	高	6
			タブノキ	常	高	2
96	上島萩丘線	140	クスノキ	常	高	3
182	葵高丘 2 号線	140	ナンキンハゼ	落	高	6
			ヤマモモ	常	高	1
189	篠原緑地島	663	クロマツ	常	高	13
275	住吉 51 号線	48	ハナミズキ	落	高	1
			モッコク	常	中	2
320	大山和光線	210	コブシ	落	高	8
345	富塚 114 号線	36	キョウチクトウ	常	高	3
			マサキ	常	中	2
361	西丘深萩線	75	ケヤキ	落	高	1
			ソメイヨシノ	落	高	1
374	萩丘 16 号線	24	ハナミズキ	落	高	1
			モッコク	常	中	2
			サザンカ	常	中	1
457	志都呂 60 号線	96	クスノキ	常	高	3
全 14 路線	全 15 箇所	2,275				69
街路樹路線数（旧浜松市道分）			全 459 路線	平成 19 年 4 月 1 日現在		

注：交通島とは道路が分かれたり合流する地点に設けられる島形の安全施設

第13章 街路樹

13-2 浜松市道路緑化推進計画

浜松市道路緑化推進計画 一道路緑化の手引き一より、道路緑化の意義と目的について引用する。

○街路愛護会の活動状況

市街地を中心に町の美化と地域の連携を図り、街路樹を愛護育成する「街路樹愛護会」が自治会等を中心に組織され、現在は35団体(1,913人)が、夏の間の灌水や秋の落葉清掃などを行っている(45路線、路線延長25,987m)。

○問題点・課題の整理

(1) 樹種について

本市では、狭幅員の歩道にも、ユリノキ・モミジバフウ・ケヤキなどの大型街路樹が植栽されている。年数を経たこれらの街路樹は、植栽場所が樹木の形状にふさわしくないほどに生長し、幹の肥大成長の結果、植栽樹から地際の幹がはみ出し、縁石が幹に食い込んだりする等、様々な問題が生じている。また、シダレヤナギ・プラタナスが植栽されている路線も多く、これらの街路樹は幹内部の空洞化が進んでいるものもあり、大きな木では強風で地際から幹折れする心配が生じている。

一方、街路樹の根が歩道舗装を持ち上げ、歩行者がつかずき、転倒する事故も見られる。また、植栽時点で小さな樹木も年々肥大成長する結果、次第に枝が沿道建物に接するようになり、日照や落ち葉などの問題が発生している。

こうした街路樹の生長に関わる問題では、大きくなった後に対応を図ろうとしても困難な場合が多い。その場所にふさわしい特性を持った樹木、すなわち「狭い場所には小さな木を、広い場所には大きくなる木を」というように植栽時点で適切に選択を行うとともに、将来的な樹形を想定し、当初から管理するなどの計画的な取り組みが必要である。

(2) 管理と住民要望について

街路樹は、建築限界等の制約を受けるため、狭い空間では強剪定により、その形状を維持されていることが多い。

街路樹が植栽されている沿道の住民は、建物への枝の接触、枝の伸張による看板などの視認性の低下、害虫の発生、日照障害、落葉清掃、落葉による樋の詰まり、さらに植栽樹種の選択など、日常生活に関わる多様な要望がある。このため、日常的な管理の強化に努める一方、住民にも理解と協力を求める努力が必要である。

一方、沿道の住民以外は、街路樹の直接の影響が少なく、新緑・紅葉を楽しみ、夏の緑陰を形成し、美しい町並みを構成する街路樹を高く評価している。沿道住民の要望に対応し、落葉前に剪定する場合、紅葉が楽しむことができなくなるなど、景観上の問題も発生している。

市街地の植樹帯では、街路樹として植栽された樹木以外に住民により花や鉢植え等が植えられ、緑とのふれあいを求める場ともなっている。ただし、質感の低い材料や不統一の植栽は、街路景観の統一感を損なう要因となるため、このような住民の緑への欲求を街路樹管理にどのように取り入れていくかは、今後の大きな課題の一つといえる。

いずれにしても、街路樹は住民にとって最も身近なみどりであり、住民の協力により、より豊かなみどりとなることから、住民と十分連携し適切な対応をする必要がある。

○道路緑化に求められる機能

道路緑化技術基準において道路緑化の機能は、大きく6分類されている。

a. 景観向上機能

装飾機能、遮蔽機能、景観統合機能及び景観調和機能などの諸機能が複合的に作用することにより、道路や沿道における良好な景観の形成を図ることができる。

b. 生活環境保全機能

遮音壁の設置等、個々にはその他の手段に卓越するほどの絶対的な効果をしてはいないものの、道路植栽、あるいは都市の緑全体として交通騒音低減、大気浄化等の機能は、非常に大きな効果を有している。

c. 緑陰形成機能

樹木の枝葉が上空を覆う、いわゆるキャノピー(天蓋)効果が、夏季は日中の直射日光を遮ることで、路面温度の上昇や照り返しを緩和し、さらに葉の蒸散活動による気化熱の収奪効果が加わり、道路やその周辺の気温上昇が抑制される。また、冬季は夜間の放射冷却現象による気温の低下を緩和し、降雪を防ぐ。さらに、樹幹や枝葉は強風を抑制し、砂塵の発生を抑え、寒暖や乾湿等の変化を緩和し、道路利用者に快適な空間を提供する。

d. 交通安全機能

遮光機能、視線誘導機能、交通分離機能、指標機能、衝撃緩和機能により安全で円滑な道路交通が確保される。

e. 自然環境保全機能

沿道の貴重な既存植生に対して、道路建設に伴う風の吹込みや日照の入込みによる林内の乾燥などを防止したり、自動車交通による生育環境の変化を緩和する機能である。その他に道路法面における土壌の侵食を防止し、植生の回復を図る機能も含まれる。

f. 防災機能

樹木の防風効果による飛砂防止機能や吹雪防止機能、道路植栽によって道路の避難機能を確保する火災延焼防止機能がある。

道路緑化の機能は、道路の規格・構造、自動車交通量、大型車交通量、歩行者等交通量等の道路交通特性のほか、沿道土地利用等に応じて異なり、一般的に以下の分類がされている。

道路緑化の機能と周辺との関連

道路緑化に求められる主要な機能	道路計画												地域特性	
	機能分類				道路交通特性			地域区分					歴史文化	自然
	主要幹線	幹線	補助幹線	その他	交通量多	大型車多	歩行者多	住居系	非住居系 商業	工業	地方集落	地方一般		
景観向上	◎	◎	○		○	○	◎	○	◎	○	○	○	◎	◎
生活環境保全	◎				◎	◎		◎			○			
緑陰形成	◎	◎	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	○			
交通安全	◎	◎	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	○			
自然環境保全	◎	○			○	○						○	○	◎
防災	◎											○	◎	○

(凡例) ◎：優先的に考慮すべき機能 ○：考慮すべき機能 無印：状況に応じて考慮すべき機能

(出典：「道路緑化技術基準・同解説」、(社)日本道路協会)

○道路緑化設計

1.道路緑化施設の設計

(1) 道路構造令改正についての基本的事項

国土交通省では、車道を中心として道路全体の構造を定める現在の考え方を改め、歩行者、自転車、路面電車等の公共交通機関、緑及び自動車のための空間をそれぞれ独立に位置付けるとともに、これらが互いに調和した道路空間となるよう道路構造の再構築・見直しを図るため、平成13年4月道路構造令の改正が行われた。

道路構造令の一部改正において、自転車歩行車道及び歩道の幅員についても以下のように改正された。

<改正前>

自転車歩行車道及び歩道の幅員は、道路の区分に応じ、下の表の自転車歩行車道及び歩道の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、自転車及び歩行者の交通量が少ない箇所については同表の自転車歩行車道及び歩道の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分	自転車歩行車道幅員 (m)		歩道幅員 (m)	
第3種	3		2	
第4種	第1級	4	3	2.75
	第2級			2
	第3級	3		2
	第4級			

<改正後>

自転車歩行車道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4m以上、その他の道路にあつては3m以上、歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5m以上、その他の道路にあつては2m以上とする。

	歩行者の交通量が多い道路	その他の道路
自転車歩行車道	4m以上 	3m以上
歩道	3.5m以上 	2m以上

(2) 街路樹植栽の考え方

今後の新規路線については、平成13年4月の道路構造令の改正を受け整備を行うこととなる。したがって、自転車や歩行者の交通量が少ない自転車歩行車道の場合、有効幅員3m以上を確保するとともに、植樹帯の幅員1.5mを標準とすることから、4.5m以上の幅員を確保しなければならない。

以下に、新規に歩道を緑化する場合の植栽形式の案を示す。

歩道幅員別植栽形式（新規植栽案）

歩道幅員	植樹帯	並木柵	トレリス	有効幅員	摘要
2.5m 以上 3.0m 未満	×	△	○	2mを確保	歩行者（少）
3.0m 以上 3.5m 未満	△	○	○	2mを確保	歩行者（少）
	×	×	△	3mを確保	自転車・歩行者道（少）
3.5m 以上 4.0m 未満	○	○	○	2mを確保	歩行者（少） 植樹帯は1.5m以上を確保
	×	△	○	3mを確保	自転車・歩行者道（少）
4.0m 以上 4.5m 未満	△	○	○	3mを確保	自転車・歩行者道（少）
	×	△	○	3.5mを確保	歩行者道（多）
4.5m 以上 5.0m 未満	○	○	○	3mを確保	自転車・歩行者道（少） 植樹帯は1.5m以上を確保
	△	○	○	3.5mを確保	歩行者道（多）
5.0m 以上 5.5m 未満	○	○	○	3.5mを確保	歩行者道（多） 植樹帯は1.5m以上を確保
	△	○	○	4mを確保	自転車・歩行者道（多）
5.5m 以上	○	○	○	4mを確保	自転車・歩行者道（多） 植樹帯は1.5m以上を確保

（凡例） ○：可能 △：条件により可能 ×：不可

既存の歩道については、この基準で整備を行うことは困難であり、これまで本市において道路緑化を進めてきた経緯を踏まえ、既存の植栽を保全・活用することを前提に、道路構造令を弾力的に運用（ローカルルール）することとする。

以下に、既存歩道の植栽形式の案を示す。

歩道幅員別植栽形式（既存植栽案）

歩道幅員	植樹帯	並木柵	トリス	有効幅員	今後の展開
2.0m 以下	×	×	×	—	歩道拡幅
2.0m 以上 2.5m 未満	×	×	△	2mを確保	歩道拡幅
2.5m 以上 3.0m 未満	×	△	○	2mを確保	高木の改植
3.0m 以上 3.5m 未満	△	○	○	2mを確保	植樹帯は並木柵に変更
3.5m 以上 4.5m 未満	○	○	○	2mを確保	植樹帯は1.5mを確保。自転車の利用がある場合は3mを確保。
4.5m 以上	○	○	○	3mを確保	植樹帯は1.5mを確保。自転車・歩行者の交通量が多い場合は有効幅員4mを確保。

（凡例） ○：可能 △：条件により可能 ×：不可

本市では、2.5mの歩道に並木柵を設置し、街路樹を植栽した路線が多数見られる。これらは、植栽後年数が経過し、緑豊かな潤いある街路景観を形成している。しかし、高木が肥大化し、歩道の有効幅員が確保できていないのが現状である。これらの樹木については、将来的には、高木の改植を検討することとなるが、当面はツリーサークルの設置等により有効幅員の確保に努め、樹木の保全・活用を図るものとする。ただし、安全上の問題のある路線については、地元住民と協議を行い、その対応策を検討する必要がある。

○分離帯幅員による標準植栽

中央分離帯における植栽の横断構成は下表のとおりとする。

中央分離帯幅員による標準植栽

中央分離帯幅員 W	区分記号	区域延長	W1		W2					
			縁石+芝等	幅員	地被	芝	低木	中木	高木	その他
1.0m 未満	—	—	原則として植栽しない							
1.0m 以上 1.5m 未満	先端部 A	0~10m	0.25m 以上	0.5m ~	○	○	◇	×	×	
	近傍部 B 一般部 C	—			○	○	☆	×	×	トレリス
1.5m 以上 2.0m 未満	先端部 A	0~10m	0.35m 以上	—	○	○	◇	×	×	
	近傍部 B	10~35m		—	○	○	☆	×	×	トレリス
	一般部 C	—		—	○	○	○	△	×	
2.0m 以上 4.0m 未満	先端部 A	0~5m	0.50m 以上	—	○	○	◇	×	×	
	近傍部 B	5~30m		—	○	○	☆	×	×	
	一般部 C	—		—	○	○	○	○	×	
4.0m 以上	先端部 A	0~1m	1.00m 以上	—	○	○	◇	△	×	
	近傍部 B	1~15m		—	○	○	☆	△	△	
	一般部 C	—		—	○	○	○	○	○	

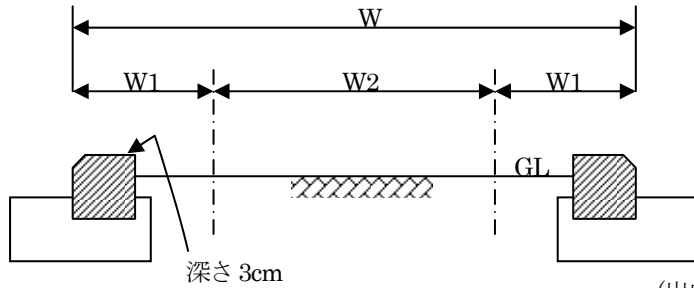
（凡例） ○：植栽可能 ◇：縁石の天端からの高さが0.3m以下のものは植栽可能 △：点的に植栽可能

☆：縁石の天端からの高さが0.6m以下のものは植栽可能 ×：原則として植栽の対象としない

※横断抑制を必要とする場合は、生垣やトレリスの採用を検討。

※区域延長、W2幅員各欄のうち、Wの値が最小のときは下線の数値を標準とすること。

※本表は標準的な横断歩道切り開き部を想定している。区域延長の決定にあたっては、道路線形、信号機による交通整理の有無等を考慮すること。



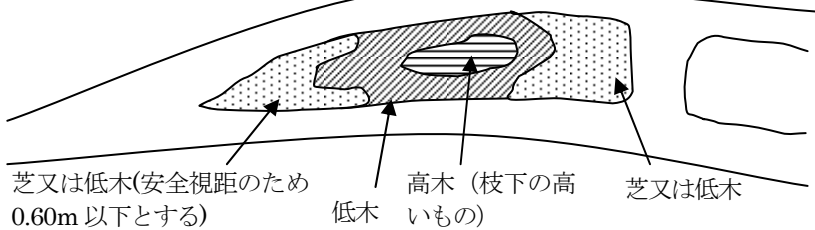
(出典：「道路緑化ハンドブック」、山海堂) を加筆

交通島の植栽手法

交通島とは、車道内にあり、車道とは縁石で物理的に分離して設けられる導流島や安全島をいう。

- ・設置場所、規模、形状などの条件により、芝・地被類・低・中・高木の植栽を行う。
- ・中・高木を植栽する場合には、視距を妨げないよう考慮する。
- ・低木は、車道面より 0.6m 以下の高さとする。
- ・高木は、樹冠下の空間を広げ、視距を確保できるように枝下の高い (2.5m 以上) のものが適当である。
- ・狭い面積や緑化効果の低い場所は植栽を行わない。
- ・視認性等の交通安全上の問題がある場所は植栽を行わない。
- ・ランドマーク等、都市景観におけるビューポイントとなる場所は植栽を行う。

交通島配植パターン図



(出典：「道路設計要領」、中部地方整備局) を加筆

○中低木の刈込み

① 刈込みの目的

刈込みの主な目的は、以下のとおりである。

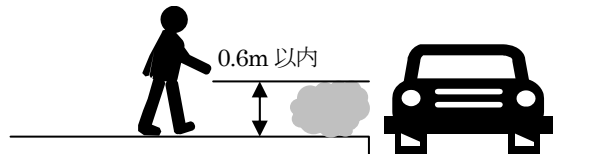
- ・樹冠を縮小させ、整形された樹木の表面の枝葉を密にし、より美しさを強調させる。
- ・刈込みによって通風、採光をよくし病虫害などの防除を行う。
- ・一定の高さに刈込むことにより視距を確保する。

② 中木の刈込み方法

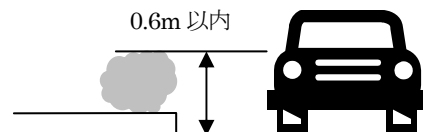
- ・樹形を整えるように刈込む。
- ・毎回同じところで刈込みを行うと古い枝ばかりになるため、枝の更新 (切返し) も行う。
- ・生垣式に植栽されているものについては、下枝の枯れ上がりを防ぐため、裾を弱く天端を強く刈込む。

③ 低木の刈込み方法

- ・中木の刈込みと同様に行う。
- ・刈込み予定線より飛び出ている雑草は事前に抜き取りをしてから行う。
- ・視距を確保しなければならない場所 (交差点付近、中央分離帯開口部等) は、生長量を見込んだ刈込みを行う。
- ・刈込み後、太い枝は一段下で切返しを行う。
- ・歩道街路樹における低木の高さは、歩道面高さ 0.6m 以内とする。ただし、交差点付近は事故防止に留意し、歩道面高さ 0.3m 以内とする。



- ・中央分離帯における低木の高さは、車道面高さ 0.6m 以内とすること。ただし、交差点付近は事故防止に留意し、車道面高さ 0.3m 以内とする。



低木の刈込み方法

○住民参加の提言

1. 住民参加方法の提案

(1) 管理における行政と住民の役割

道路緑化の維持管理においては、道路管理者が沿道住民の理解と協力を得ることが重要であるが、近年相互の協力のもと道路のみどりを育てることも多くなってきた。

住民側の作業内容としては、清掃・落ち葉の収集・除草・灌水・草花の植付け・施肥・簡単な剪定・異常の通報、道路管理者の役割としては、剪定や刈込み・病虫害防除・草花や樹木類の植替え・技術指導などがある。

① 維持管理項目

街路樹等の維持管理には、除草作業や花壇管理、ゴミ拾い等の軽微な管理から、植栽の剪定や病虫害防除等の専門性を有し、行政が業者に委託管理するものまで様々な内容があげられる。

維持管理項目

管理項目	行政による管理	住民参加の管理	備考
樹木の剪定	○	○	高木は専門性が高いため行政による対応が必要 中低木は行政が刈込剪定等の研修を行い、住民の参加を推進する。
芝刈	○	—	専門性の高い作業のため行政による対応が必要
支柱の取替え	○	—	専門性の高い作業のため行政による対応が必要
花壇の植付け	○	○	住民活動やコミュニケーションの場となる 種苗、肥料等、行政による支援が必要
灌水	○	○	住民の植物への愛着心の向上が期待される
病虫害防除	○	—	専門性の高い作業のため行政による対応が必要
除草	○	○	住民活動やコミュニケーションの場となる
清掃	○	○	住民活動やコミュニケーションの場となる

2. 情報の公開方法

街路樹のPRなど、積極的な情報発信を行う

・街路樹の存在価値、親近感の醸成など、市民全体に向けて積極的に広報していくことが必要である。そのためには、まちづくり事業戦略との一体化など、様々な観点からの情報発信を行っていくことが必要である。

例えば、通りの愛称に街路樹名をつける。店舗案内、まち歩きマップと街路樹マップの合体、インターネットでの四季植物情報の提供など。

「街路樹のあり方市民検討委員会の意見」より

(1) 道路緑化啓発活動

本市では道路緑化の啓発活動として、生垣用苗木交付制度、みどりの街づくり功労者表彰、自治会等への落ち葉清掃用ゴミ袋配布、パンフレット（水やり、落ち葉清掃、街路樹管理等）の配布が行われている。これらの制度やPR活動は、一定の効果をj得ているが、まだ十分とは言えず、今後はインターネット等を用い、これらの情報を広く公開していくものである。

① 生垣用苗木交付制度

専用住宅に居住、または今後居住する敷地で、幅4m以上の道路に面する部分を生垣とする場合が交付対象となり、1mあたり3本を基準として苗木の交付を行う。生垣が枯れたり、生育が悪いため植え替える場合は交付対象とならない。また、生垣と道路の間にブロック塀等の高さ50cmを超える遮蔽物がある場合、または今後築造する場合は交付対象外であるが、格子やネットフェンス等で半分以上透視可能な場合は交付対象となる。なお、7、8、1、2月は苗木の移植時期が悪いため、交付は行わない。

② みどりの街づくり功労者表彰

都市緑化の推進、及び緑の環境の保全美化によりみどりの街づくりに功績のあった個人、又は団体を毎年秋の都市緑化月間に、都市緑化祭会場にて表彰する。平成14年度は2名、5団体が表彰を受けた。

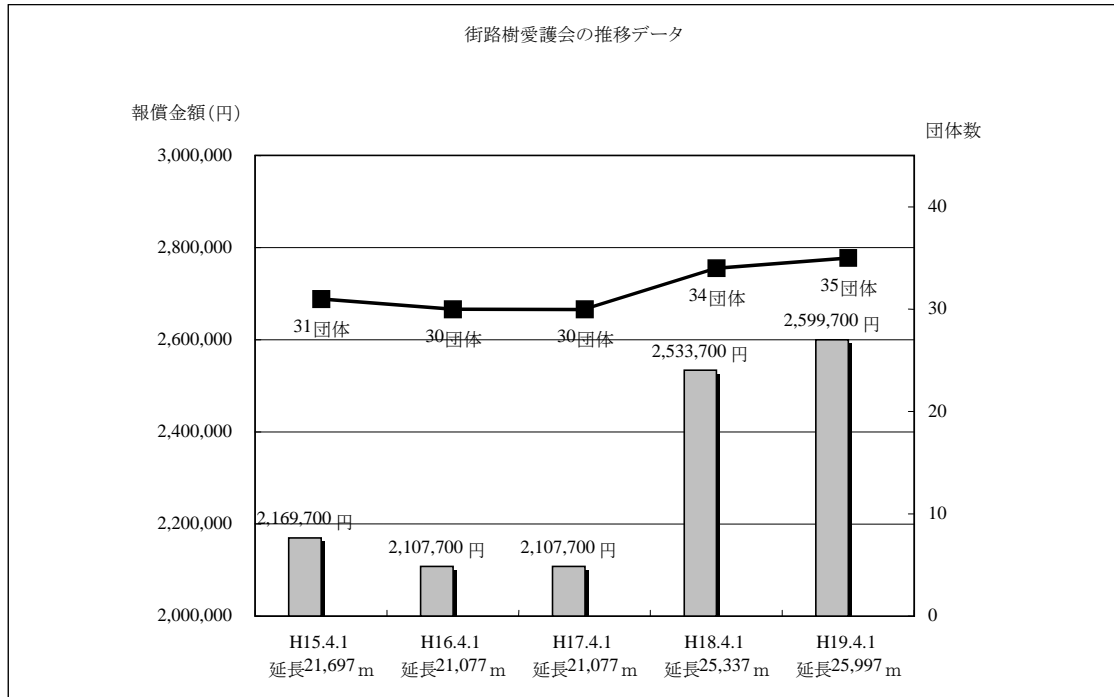
表彰の基準は以下の通りである。

- ・都市緑化の用地もしくは施設、又は樹木等を提供した団体又は個人。
- ・公園又は緑地の美化清掃、施設の補修、又は緑地の保全について、顕著な功績のあった団体又は個人で作業従事年数が3年以上もの。
- ・地域ぐるみで緑のまちづくりを推進するに功績のあった団体。
- ・民間の事業所において、地域との環境調和を図るため緑化の推進に功績のあった事業所。
- ・沿道からの景観を考慮した庭づくり、生垣づくり、又は花づくりの家庭緑化を通じて、地域の環境づくりに貢献した個人。
- ・緑の普及に対し、知識及び意識の高揚に功績のあった団体、又は個人。
- ・みどりの基金に100万円以上寄付した団体、又は50万円以上寄付した個人。
- ・その他都市緑化の推進に顕著な功績のあった団体、又は個人。

第13章 街路樹

1 3 - 3 街路樹愛護会の団体数と報奨金の推移

街路樹愛護会は要綱に従って街路樹の管理を行う団体である。街路樹愛護会は街路樹がある沿道の住民街路樹愛護会については街路樹愛護連絡会と臨時連絡会を年1回開催する。そして緑の街づくり功労者顕彰を行っている。街路樹の剪定と除草のコストは平成18年度で286百万円である。19年度は政令市になり、国県道の管理も行うことになるので340百万円の支出見込。公園の樹木の選定などは含まれない。



第13章 街路樹

13-4 浜松市街路樹愛護会報償金交付要綱

街路樹の管理は街路樹愛護会組織があるところは愛護会が行っている。以下は浜松市街路樹愛護会報償金交付要綱の内容である。

第1条（趣旨） この要綱は、街の美化と地域の連帯を助長し、街路愛護思想の高揚を図るため、街路樹等の愛護活動を行う市民の組織に対し交付する報償金について、必要な事項を定める。

第2条（用語の定義） この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 街路樹等とは、市が管理する街路樹及び植樹帯等で、その延長がおおむね100m以上にわたるものをいう。
- (2) 愛護活動とは、街路樹等の周辺の清掃及び軽易な除草、街路樹等への散水その他市長が必要と認める活動をいう。
- (3) 街路樹愛護会とは、街路樹等に対し愛護活動を行う市民の組織で、市長に届け出たものをいう。

第3条（報償金額） 報償金額は、街路樹等の延長1mにつき100円とする。

第4条（交付の申請等） 報償金を受けようとする街路樹愛護会は、街路樹愛護会結成届（第1号様式）に次の各号に掲げる図書を添えて市長に届け出ると共に、街路樹愛護会報償金交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 街路樹愛護会の規約
- (2) 街路樹愛護会の役員の名簿
- (3) 愛護活動を行う街路樹等の区域を明示する図面
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前年度に引き続き報償金の交付を受けようとする街路樹愛護会は、街路樹愛護会結成届を省略することができる。

3 第1項各号に掲げる図書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

第5条（報償金の交付の決定） 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適正であれば街路樹愛護会報償金交付決定通知書（第3号様式）により街路樹愛護会に通知するものとする。この場合において、報償金交付の決定につき、必要な条件を付することができるものとする。

第6条（交付の決定の取消し又は変更） 市長は、街路樹愛護会が次の各号の一に該当するときは、報償金交付の決定を取消し、又は変更し、既に交付した報償金があるときは、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 街路樹愛護会が解散、又は愛護活動を休止したとき。
- (2) 報償金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正手段をもって報償金の交付を受けたとき。

第7条（報告） 市長は、街路樹愛護会に対し、愛護会活動状況等について、報告書（第4号様式）の提出を求めるものとする。

第8条（報償金の交付） 市長は、前条の報告書の提出があったときは、速やかに第3条の報償金の交付を行うものとする。

第9条（細目） この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

第2号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

街路樹愛護会 代表者 住 所
氏 名
電話番号

街路樹愛護会報償金交付申請書

次のとおり、街路樹愛護会報償金の交付を申請します。

記

交付申請額 金 円
結成年月日 平成 年 月 日
振込口座 銀行 本店
信用金庫 支店
農協 支所
普通預金
当座預金

第3号様式(第5条関係)

浜 公 南 第 号

平成 年 月 日

代表者

様

浜松市長

印

街路樹愛護会報償金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました街路樹愛護会の報償金について、平成 年度の活動に要する費用を次のとおり交付します。

記

1 交付金額 円

第7条関係(第4号様式)

街路樹愛護会活動報告書

(あて先) 浜松市長

街路樹愛護会

代表者

月 日	事 業 の 内 容	参加人員

第13章 街路樹

13-5 「緑陰道路プロジェクト」について

街路樹についての一般的な考え方を把握するために、国土交通省道路局地方道・環境課が作成しているホームページを参考にします。

国土交通省では、良好な景観を形成し、温室効果ガスの吸収など大気環境への負荷を軽減するため、良質な緑の道路空間を構築する道路緑化を積極的に進めています。

緑陰道路プロジェクトは、街路樹を極力剪定しない管理について地域の方々のご理解いただき、積極的に受け入れていただける地区において、市民の協力をいただきながら、試行的に取り組んでいこうとするものです

緑陰道路プロジェクトの目的



緑陰道路プロジェクトは、このような空間を創造するために、街路樹を剪定しないことについて地域の方々のご理解いただき、積極的に受け入れていただける地区において、市民の協力をいただきながら、街路樹を剪定しない緑陰道路を管理することについて試行的に取り組んでいこうとするものです。

枝葉を極力剪定せず、自然のあるがままの状態では枝葉を広げた街路樹を有する緑陰道路は、地域の方々にうるおいを与え、地域の個性を活かした親しみが持てる都市の顔として誇れる空間です。



プロジェクトの概要

(1) 緑陰道路計画の策定

□緑陰道路整備計画

本プロジェクトの実施に併せて、街路樹の種類の変更、街路樹の補植、植樹帯の新たな整備（道路幅員の構成の見直し等を含む）など緑陰道路の整備を行おうとする場合には、必要に応じて、沿道住民と道路管理者等により緑陰道路整備計画を策定します。

□緑陰道路管理計画

街路樹を剪定しないことにより生じる標識や看板等の遮蔽や枝葉の沿道民地への侵入などの問題を解決するため、地域住民と道路管理者と協力して次の項目を中心に街路樹の維持管理方法等に関する緑陰道路管理計画を策定します。町会、商店街や小中学校などが維持管理に協力していただける場合は、関係者それぞれの役割分担を決めます。

- ・安全対策（点検の内容・頻度等）
- ・落葉への対策（清掃内容・頻度等）
- ・看板、標識、信号機への対策（視認性の確保、剪定の内容等）
- ・電線、建築物等への対策（剪定の内容等）
- ・その他（緑陰道路を活用したイベントやPR等）

(2) 事業の実施

緑陰道路管理計画や緑陰道路整備計画に基づいて、それぞれの役割分担に沿って、緑陰道路形成のための街路樹管理や道路清掃等の事業を実施します。この際、円滑に事業が実施されるよう必要に応じて、関係者からなる協議会の設置、あるいは協定の締結等を行います。

緑陰道路プロジェクト・モデル地区

(1) モデル地区の指定

緑陰道路の形成には、地域住民の方々のご理解とご協力が不可欠です。このため、緑陰道路プロジェクトでは、街路樹を剪定しないことについてご理解をいただき、積極的に受け入れていただける地区を募って、試行的に実施することとしました。

平成15年3月17日より5月30日まで本プロジェクトの趣旨に賛同する地区の市民団体や道路管理者から応募を受け付け、これまでに25地区を緑陰道路プロジェクト・モデル地区に指定しました。

(経緯)

3/17 申請受付を開始、3/31 第1次モデル地区として13地区を指定、4/3 道路局ホームページで公表、小泉メールマガジンで紹介、5/7 第2次モデル地区として8地区を指定、5/30 募集締め切り、6/9 第3次モデル地区として4地区を指定

(2) 緑陰道路プロジェクト・モデル地区

地区名	路線名	主な木の種類
札幌市中央区	国道36号	ハルニレ
登別市中登別地区	(道) 洞爺登別線	サクラ
仙台都心地区	国道4号など10路線	トウカエデ、シラカシ、ケヤキ等
福島市北中央地区	国道13号	ケヤキ、ハナミズキ
宇都宮市本町地区	(主)宇都宮向田線	トチノキ
前橋市本町地区	国道50号	ケヤキ
金沢市都心地区	国道157号等6路線	ケヤキ・イチョウ
新潟市東大通2丁目地区	国道7号	イチョウ
中野区松が丘・荒井地区(中野通り)	特例都道鮫洲大山線	サクラ
東京都表参道地区	特例都道赤坂杉並線第413号	ケヤキ
千代田区霞が関1丁目地区	国道1号	トチノキ
神奈川県横須賀市馬堀海岸地区	国道16号	フェニックス
静岡県三島市谷田地区	国道1号	クロマツ
岐阜県岐阜市本郷通ケヤキ並木地区	(市)金町本郷町線	ケヤキ
滋賀県草津市野路西部地区	都市計画道路駅南線 (H19 整備予定)	未定 (今後整備計画策定)
大阪市中央区	国道25号	イチョウ
大阪市港区桜通り	(市)港区142号線	ソメイヨシノ、サトザクラ
祇園新道地区	国道54号	クスノキ、サクラ等
向洋町地区	市道東駅高尾線	メタセコイヤ
山口県下関市唐戸地区	国道9号	ケヤキ
西条市飯岡地区	国道11号	ケヤキ
北九州市八幡駅前地区	(県)八幡停車場線	ケヤキ
福岡市中央区赤坂地区	国道202号	ケヤキ
宮崎都心地区	(県)宮崎島之内線等3路線	クスノキ
沖縄県糸満市潮崎町地区	国道331号	ガジュマル等

第14章 用水路、排水路及び側溝

14-1 浜松市における河川等の概況説明

市内の河川は、天竜川水系、馬込川水系及び都田川水系の3水系がある。この内、一級河川は国直轄管理の天竜川(延長：95,350m)、静岡県管理の安間川ほか39河川(延長：290,120m)がある。また、二級河川は馬込川ほか28河川(延長：191,150m)あり、市は政令指定都市移行に伴い静岡県から移譲を受けた二級河川4河川をはじめ、準用河川、都市下水路及び普通河川を所管している。

(19.8.1 現在)

区分	河川数	総延長 (m)	備考
二級河川	13	87,940	旧浜松市4件、県9件
準用河川	197	332,527	旧浜松市分23件
普通河川	5,649	1,631,218	用水路は除く
都市下水路	36	37,373	下水道法第27条に基づき指定(雨水処理)
計	5,895	2,089,058	

1 河川事業

浸水被害の解消や治水機能の強化を図るため、河川改良や維持修繕などを行う。

(1) 単独事業

(単位：千円)

区分	前年度決算額	平成19年度当初予算額
改良工事費	404,426	309,365
維持修繕工事費	523,020	473,329
安全保護柵設置工事費	55,088	54,650
計	982,534	837,344

(2) 補助事業

国の補助金を受けた主な河川改修事業

(単位：千円)

区分	事業延長	全体計画	前年度まで	平成19年度
二級河川九領川	2,725m	3,584,000	1,752,000	139,800
準用河川染地川	1,960m	1,584,000	1,026,000	0
準用河川小松川	1,170m	495,000	75,000	120,000
準用河川大堀川	1,235m	2,190,000	1,884,000	36,000
普通河川西美蘭川	1,090m	500,000	35,000	49,000
住吉4号排水路	530m	134,000	54,000	32,000

2 都市下水路事業

公共下水道の事業認可区域外における市街地周辺の排水対策として、実施している。

(単位：千円)

下水道事業	平成18年度施工		平成19年度施工	
国庫補助事業	中瀬都市下水路	75,000	中瀬都市下水路	75,000
市単独事業 (県補助事業)	春日都市下水路	79,200	春日都市下水路	53,500
	中瀬南部都市下水路	27,000	中瀬南部都市下水路	28,000
	山後都市下水路	112,500		

3 河川台帳整備事業

河川の現況及び使用状況を明確にするため、昭和61年度から台帳整備を実施している。

保管台帳図面及び調書

(18.4.1 現在)

図面類	図面			調書類	調書		
	名称	数量(面)	備考		名称	数量(冊)	備考
	河川権原図	2,347	全流域	総括調書	3	14流域分	
	河川一般平面図	115	〃	現況台帳調書	18	〃	
	河川網図	11	〃	主要施設調書	5	〃	
	河川現況平面図	974	全2,353枚内	通行路等調書	20	〃	
	主要河川縦横断面図	548	全流域	敷地総括調書	3	〃	
	施設図	5	全22枚内	敷地調書	9	〃	
	河川排水区画図	35	5流域+9流域(準用・幹線排水路のみ)分	能力等調書	7	5流域+9流域(準用・幹線排水路のみ)分	

第14章 用水路、排水路及び側溝

14-2 河川の概念について

社会通念上の河川

- 物理的概念として、自然水流及び自然水流の疎通を良くするために築造された人工水流。
- 機能面からは、公共の用に供される水流ないし公共の水流。
- かんがい、発電、水道その他特定の目的をもって築造されたものは河川ではない。

ここに水流とは、流水とこれを支える敷地の統合体を指すもので、湖沼等の水面、地下水、一定の敷地を有しない雨水、氾濫水等とは区別される概念である。

自然水流＝自然の河床を有し、季節的に一時枯渇するほか不断に水の流れるもの。

人工水流＝人が一定の目的をもって築造した水流。

(河川法解説：河川法研究会編著)

河川法上の河川

(河川法：昭和39年7月10日法律167号)

- 公共の水流及び水面をいう

公共の水面＝湖沼等の自然水面、公共のために設置された人工水面（洪水調節池等）

- 法の適用対象

(1) 一級河川

国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川について国土交通大臣が指定したもの。

(2) 二級河川

一級水系以外の水系に係る河川で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定したもの。

(3) 準用河川

一級河川、二級河川以外の河川で、市町村長が指定したもの。

公共用物としての河川はできるだけ準用河川として管理することが望ましいので、積極的に準用河川の指定を行い、適正な管理に努めること。(S47.9 河川局長通知)

- 河川管理者

(1) 一級河川 国土交通大臣

一定の区間（指定区間）を定め、都道府県知事又は政令指定都市の長に管理を行わせることができる。

(2) 二級河川 都道府県知事

都道府県知事が政令指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、政令指定都市の長が行う。

(3) 準用河川 市町村長

原則として、二級河川に関する規定を準用して河川管理を行う。

河川法に指定されない河川

- 普通河川

- ・河川法による規制は行われないが、地方自治法、国有財産法等によって規制され、地方公共団体は条例を制定してその管理を行うことができる。
- ・地方分権の推進を図るための法整備（平成12年4月1日以降）により、普通河川の所有権は市町村へ譲与。財産管理が市町村の自治事務となる（国有財産特別措置法第5条）
- ・浜松市では一般に「排水路」の名称で施設整備及び管理をしている。
- ・普通河川条例を制定している。

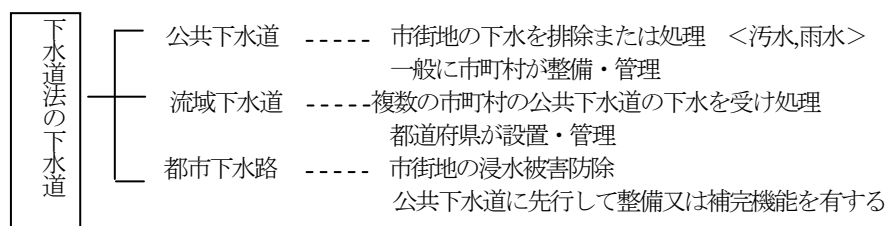
河川は一般公共の用に供せられるべき性質を有するもので、法学上、自然公物としての公共用物に属する。

河川法の指定行為は法の適用対象を確定するもので、指定されない河川も公共用物たる本質を失うものではない。
(河川法解説：河川法研究会編著)

下水道施設

下水道法上の下水道は下水（生活排水、工場排水、雨水等）を排除、処理する施設をいう。
都市内に降った雨水を集めて河川、海域、湖沼等へ排除する内水排除施設の役割。

下水道計画区域は污水及び雨水計画から成り、原則として雨水の排水区域と污水の処理区域が一致することとし、污水、雨水とも公共下水道として都市計画決定を行い事業実施することとなっている。しかし、公共下水道の計画がなかったり事業認可を受けていない市街地にあつて、特に浸水被害が常襲的に発生する地区については、公共下水道に先立って整備する必要があるため、雨水整備を都市下水路事業によって実施している。



○浜松市の都市下水路

- ・下水道法に基づく指定(管理の基準等) 36路線 (平成19年4月現在)
- ・公共下水道の雨水整備計画に位置づけられた区域の都市下水路は、「公共下水道雨水きよ」に変更して管理。
- ・施設整備は下水道部局と調整を図りながら、市長事務部局で実施。

○雨水施設の管理

- ・本市では、雨水排除施設の一元管理のため、合流管収用地区以外については都市下水路、公共下水道雨水きよについて、施設管理及び占用等の管理業務を、原則として市長事務部局で行っている。

第14章 用水路、排水路及び側溝

14-3 浜松市準用河川の一覧表

水系	河川名	延長(m)	水系	河川名	延長(m)		
天竜川水系	1 豊田川	とよだがわ	4,320	天竜川水系	1 旧二俣川	きゅうふたまたがわ	1,600
	2 松小池川	まつこいけがわ	4,770		2 大堀川	おおほりがわ	1,650
	3 安間川西支線	あんまかわにししせん	880		3 井谷川沢川	いやかわざわかわ	400
	4 茄子川	なすびがわ	4,050		4 大谷沢川	おおやざわがわ	1,140
	5 奥馬川	ひくまがわ	2,820		5 土井戸沢川	どいどざわがわ	510
	6 猪川	むじながわ	5,610		6 町谷沢川	まちやざわがわ	800
	7 新川	しんかわ	4,110		7 乾沢川	いぬいざわがわ	1,217
	8 染地川	そめじがわ	2,620		8 大深沢川	おおたにざわがわ	985
	9 新川浄化水路	しんかわじょうかすいろ	4,390		9 ローソガヤ沢川	ろーそがやざわがわ	305
	10 新川支流	しんかわしりゅう	1,285		10 西の谷沢川	にしのやざわがわ	683
馬込川水系	11 北藪川	きたやぶがわ	820	小計		天竜総合事務所管内	9,290
	12 小松川	こまつがわ	690	1 神田川	じんでんがわ	2,190	
	13 宮井戸川	みやいどがわ	650	2 白長谷川	しらはせがわ	1,570	
	14 東芳川	ひがしほうがわ	2,150	3 岩根川	いわねがわ	1,480	
	15 鳥松川	くれまつがわ	3,270	4 神宮寺谷川	じんぐうじやがわ	1,520	
	16 庄和川	しょうわかわ	2,580	5 勝田谷川	かつたのやがわ	1,020	
	17 境川	さかいがわ	3,380	6 藤本川	よしもとがわ	2,936	
	18 篠原川	しのはらがわ	3,240	7 老ヶ谷川	おいがやがわ	3,330	
	19 九領川	くりょうがわ	1,650	8 三和川	みわがわ	4,155	
	20 九領川支流	くりょうがわしりゅう	2,310	9 刑部川	おさかべがわ	3,050	
都田川水系	21 中途川	なかんどがわ	1,450	10 小森川	こもりがわ	3,140	
	22 小伊佐地川	こいさじがわ	2,360	11 鳥石川	くれいしがわ	1,980	
	23 北川	きたがわ	3,628	12 身洗川	みあらいがわ	2,470	
	小計		浜松総合事務所管内	63,013	13 西ノ谷川	にしのがわ	1,510
	1 八幡川	やわたがわ	8,350	14 滝峯川	たきみねがわ	2,920	
	2 南上島川	みなみかみじまがわ	1,770	15 宿名川	しゅくながわ	870	
	3 永島川	ながしまがわ	3,300	16 大谷川	おおたにがわ	810	
	4 東中瀬川	ひがしなかぜがわ	2,570	17 小野川	おのがわ	2,140	
	5 御馬ヶ池川	おんまがいけがわ	1,900	18 円山川	まるやまがわ	510	
	6 北上島川	きたかみじまがわ	1,950	19 上堀合川	かんぼりあいがわ	710	
7 東美園川	ひがしみのがわ	1,700	20 清水川	しみずがわ	1,260		
8 寺島川	てらじまがわ	3,420	21 広岡川	ひろおかがわ	530		
9 高畑川	たかはたけがわ	2,320	22 光月川	こうげつがわ	720		
10 芝本川	しばもとがわ	1,680	23 須賀田川	すかだがわ	1,210		
11 油一色川	あぶらいつしきがわ	1,050	24 根洗川	ねあらいがわ	300		
12 高菌川	たかそのがわ	1,870	25 祝田北川	ほうだきたがわ	1,350		
13 下村川	したむらがわ	1,320	26 向山川	むかいやまがわ	290		
14 東原川	ひがしはらがわ	2,000	27 岩根西川	いわねにしがわ	710		
15 五反田川	ごたんだがわ	3,800	28 岩根東川	いわねひがしがわ	420		
16 有隣川	ゆうりんがわ	5,020	29 宝徳寺川	ほうせいじがわ	310		
17 天上川	てんじょうがわ	3,090	30 金地院川	こんちいんがわ	690		
18 新堀川	しんぼりがわ	2,500	31 長楽寺川	ちょうらくじがわ	530		
19 荒巻川	あらまきがわ	2,120	32 中川原川	なかがわはらがわ	1,500		
20 染地川	そめじがわ	3,300	33 鶴ノ毛川	うのけがわ	880		
21 猪川	むじながわ	1,560	34 伊奈川	いながわ	550		
22 小松川	こまつがわ	6,100	35 神田東川	じんでんひがしがわ	680		
23 小林川	こばやしがわ	1,600	36 藤ヶ谷川	ふじがやがわ	780		
24 内野川	うちのがわ	1,750	37 菅谷川	すがやがわ	820		
25 新原川	しんばらがわ	2,400	38 竹林寺川	ちくりんじがわ	330		
26 道本川	どうほんがわ	1,200	39 秋葉川	あきはがわ	1,320		
27 堀谷川	ほりやがわ	3,250	40 初山川	しょざんがわ	980		
28 東浦川	ひがしうらかわ	1,250	41 奥山田川	おくやまだがわ	690		
29 兎谷川	うさぎだにかわ	1,700	42 石岡川	いしおかがわ	400		
30 西下堀川	にししもほりがわ	1,020	43 鯉田川	こいだがわ	350		
31 東下堀川	ひがししもほりがわ	700	小計		細江総合事務所管内	55,911	
小計		浜北総合事務所管内	77,560				

第14章 用水路、排水路及び側溝

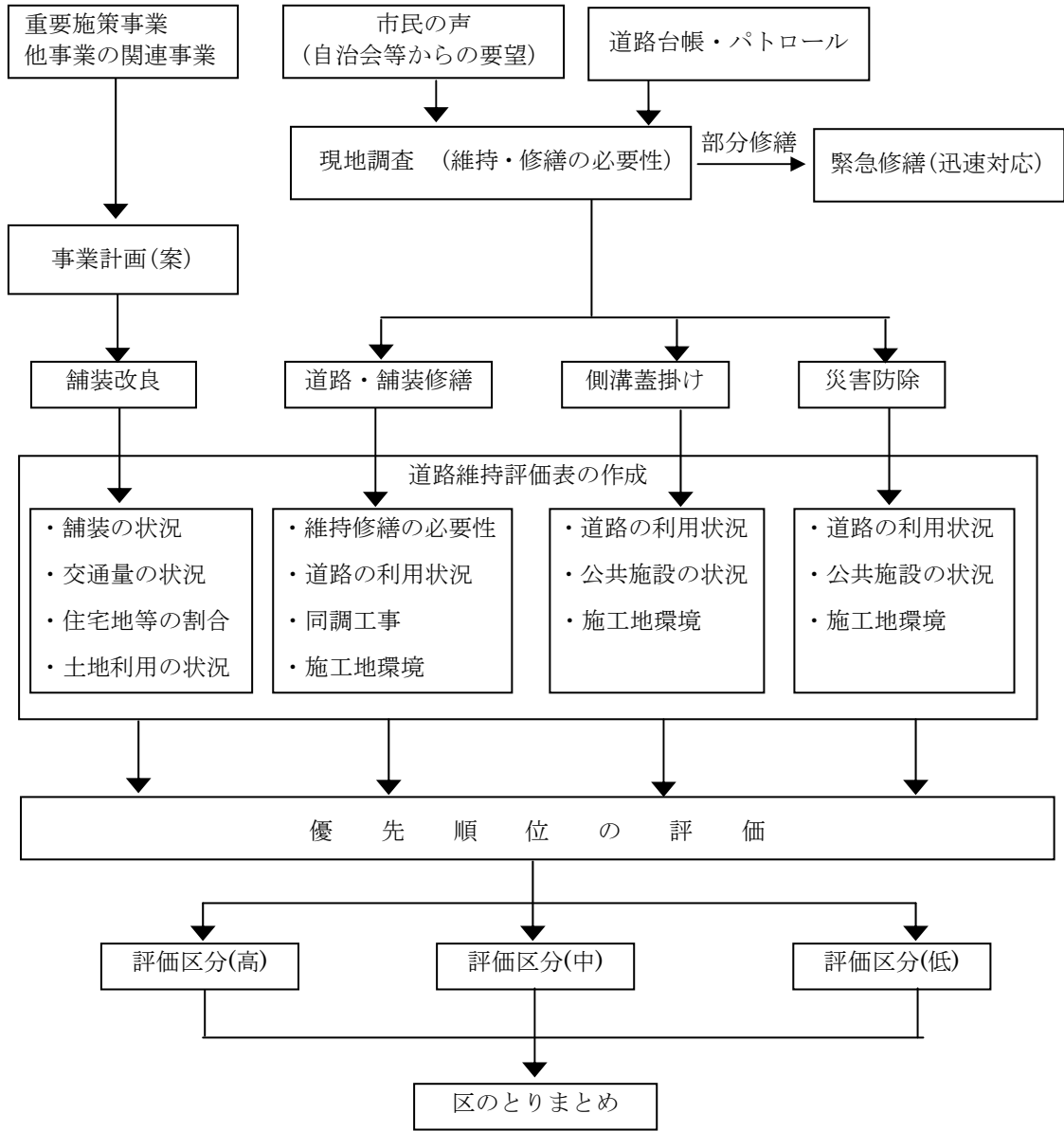
14-3 浜松市準用河川の一覧表

水系	河川名	延長(m)	水系	河川名	延長(m)					
1	寺野川	てらのがわ	2,100	1	佐久米川	さくめがわ	240			
2	川字連川	かうれがわ	4,350	2	中ノ川	なかのがわ	400			
3	岡保川	おかほがわ	1,500	3	江川	えがわ	1,150			
4	儀光川	ぎこうがわ	2,625	4	神田川	じんでんがわ	1,130			
5	折立川	おりたちがわ	350	5	桶田川	かきたがわ	1,750			
6	久井田川	ひさいだがわ	1,640	6	懐山川	ふところやまがわ	820			
7	古東土川	ふるとうどがわ	2,290	7	上尾奈北川	かみおなきたやまがわ	1,390			
8	中代川	なかしろがわ	1,480	8	神明川	しんめいがわ	1,310			
9	井戸沢川	いどさわがわ	3,080	9	小深田川	こふかだがわ	310			
10	川名川	かわながわ	4,824	10	東沢川	ひがしざわがわ	750			
11	深沢川	ふかさざわがわ	2,720	11	鶴代大沢川	ぬえしろおおさわがわ	500			
12	黒田川	くろだがわ	1,918	12	北込川	きたごめがわ	1,440			
13	小谷沢川	こやざわがわ	710	13	只木川	ただきがわ	1,000			
14	備換川	くすだがわ	1,920	14	堀切川	ほりきりがわ	550			
15	若宮沢川	わかみやざわがわ	1,635	15	宇志川	うしがわ	1,120			
16	岩沢川	いわさわがわ	1,239	16	分寸川	ぶんすがわ	1,200			
17	山田川	やまだがわ	3,008	17	西大門川	にだいにもんがわ	1,230			
18	大荷場川	おおにばがわ	1,320	18	山田川	やまだがわ	1,340			
19	太田川	おおたがわ	2,360	19	楠ノ木川	くすのきがわ	1,170			
20	表川	おもてがわ	1,200	20	宇利山川	うりやまがわ	600			
21	樽尾川	よこおがわ	1,225	21	立谷川	たつやがわ	1,800			
22	富蔵川	とんまくがわ	2,850	22	土穴川	つちあながわ	830			
23	穴の茂川	あなのしげがわ	1,570	23	瀬尻川	せじりがわ	490			
24	陣座川	じんざがわ	320	24	東山川	ひがしやまがわ	870			
25	狩宿川	かりしゆくがわ	1,200	25	本坂北川	ほんさかきたがわ	930			
26	背山川	うしろやまがわ	1,500	26	西山田川	にしやまだがわ	370			
27	宮川	みやがわ	1,964	27	本坂南川	ほんさかみなみがわ	860			
28	谷沢川	やざわがわ	2,550	28	向イ川	むかいがわ	520			
29	別所川	べっしょがわ	2,630	29	大福寺北山川	だいふくじきたやまがわ	510			
30	的場川	まとばがわ	3,617	30	一ノ倉川	いちのくらがわ	560			
31	古久蔵川	ふるくそうがわ	1,150	31	都築大谷川	つづきおおやがわ	960			
32	田沢川	たざわがわ	3,212	32	大谷大沢川	おおやおおさわがわ	520			
33	田代川	たしろがわ	1,751	33	一敷川	いっしきがわ	700			
34	珍換川	ちんだがわ	1,650	34	引佐川	いなさがわ	1,420			
35	竹ノ沢川	たけのさわがわ	1,720	35	榎田川	まきたがわ	1,580			
36	森山川	もりやまがわ	1,850	36	尾奈川	おながわ	1,100			
37	身洗川	みらいがわ	1,460	37	野時川	のときがわ	660			
小計			引佐総合事務所管内	74,468	小計			三ヶ日総合事務所管内	34,080	
1	吹上3号川	ふきあげさんごうがわ	1,350	1	天	中山川	なかやまがわ	450		
2	千鳥川	ちどりがわ	490	2	竜	不動川	ふどうがわ	2,050		
3	乙女川	おとめがわ	450	3	川	釜沢	かまんざわ	1,850		
4	藩川	なぎさがわ	450			小計	春野総合事務所管内	4,350		
5	弁天川	べんてんがわ	500	1	水	福沢川	ふくざわがわ	1,500		
6	蓬萊川	ほうらいがわ	350	2	系	尻平沢川	しっぺいざわがわ	827		
7	吹上4号川	ふきあげよんごうがわ	270			小計	佐久間総合事務所管内	2,327		
8	吹上5号川	ふきあげごごうがわ	380							
9	吹上1号川	ふきあげいちごうがわ	650							
10	吹上2号川	ふきあげにごうがわ	870							
小計			舞阪総合事務所管内	5,760	準用河川 計				197	382,527 m
1	六間川	ろっけんがわ	3,350	*河川が旧浜松市と旧浜北市で同一水流河川であるので、197河川とする。					平成18年4月現在	
2	大谷川	おおやがわ	990							
3	小山川	こやまがわ	1,240							
4	領家川	りょうけがわ	188							
小計			雄踏総合事務所管内	5,768						

第 14 章 用水路、排水路及び側溝

1 4 - 4 側溝蓋掛け整備優先順位評価基準

整備優先順位の判定フロー



第14章 用水路、排水路及び側溝

14-4 側溝蓋掛け整備優先順位評価基準

側溝蓋掛け

整理記号	評価項目	配点	具体的な内容
J	道路の利用状況	50	歩行者等の多い道路（通学路等）
		30	地区内準幹線道路
		10	その他の生活道路
K	公共施設の状況	40	学校及び公共施設を中心に半径500m未満
		20	学校及び公共施設を中心に半径500m以上
l	施工地環境	10	段差・境界・上空空間確保等問題なし
		0	段差・境界・上空空間確保等問題あり

災害防除

整理記号	評価項目	配点	具体的な内容
m	災害防除の必要性	40	危険度が高い（亀裂、水漏れ、はらみ出し、落石などがしようじている）
		25	危険度が中（崩落・転倒の予兆がある）
		10	危険度が低い（崩落・転倒の予兆がない）
n	道路の利用状況	30	迂回路が無く地区が孤立する
		20	迂回路はあるが、通行が少し困難
		10	迂回路があり地区が孤立しない
o	施工地環境	30	施工が容易
		20	施工が少し困難
		10	施工が困難

評価の判定

各事業ごとの評価に基づき、優先順位の判定を行う。

評価区分	評価内容	整備目標
高	各評価指標項目から判定し、優先順位が高い	5年以内
中	各評価指標項目から判定し、優先順位が中位	—
低	各評価指標項目から判定し、優先順位が低い	—

※中、低について

要望書受領から5年が経過しても、事業着手していないものについては見直しをする。

第 14 章 用水路、排水路及び側溝

1 4 - 4 側溝蓋掛け整備優先順位評価基準

道路維持評価表
(側溝蓋掛け用)

		課長	補佐	G長	グループ員	担当	入力チェック	
							台帳	広報
							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基本事項	受付番号	受付年月日	提出年月日	申請者名			地区名	備考
	路線名	線		路線種別		調査年月日		
	地域の状況	延長	m	現況幅員	m			
	概算金額							
評価事項	評価項目		評価基準 (配点)				評価	
	道路の利用状況		歩行者の多い道路(50)・地区内準幹線道路(30)・その他の生活道路(10)					
	公共施設の状況		学校及び公共施設を中心に半径 500m 以内(40)・500m 以上(20)					
	施工地環境		段差・境界・上空空間確保等問題なし(10)・あり(0)					
合計								
評価区分例		高：緊急性が高い(100点～60点以上) 中：緊急性が中 (60点未満～40点以上) 低：緊急性が低い(40点未満)						
特記事項等		現況写真						
要望者への回答								

第 15 章 都市景観及び屋外広告物

1 5 - 1 浜松市都市景観条例について

浜松市は昭和 62 年に浜松市都市景観条例を制定している（最終改定は平成 17 年 7 月 1 日）。こうした条例は当時他の市町村を見てもまれであり、平成 16 年に国は景観法を制定しているが、先駆的な制定であった。条例の第 1 章は総則であり次のように定めている。ポイントは次の通りである。

第 1 条(目的) この条例は、都市景観に関する市の施策の基本を明らかにするとともに、自然及び歴史的環境と調和した個性的ですぐれた都市景観をつくり、守り、育てること(以下「都市景観の形成」という。)について必要な事項を定めることにより、緑豊かな美しいまちづくりを推進し、もって、親しみと愛着と誇りの持てる郷土の建設と健康で文化的な市民生活の向上に資することを目的とする。

第 2 条(市の責務) 市は、都市景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第 3 条(市民及び事業者の責務) 市民は、自らが都市景観の形成の主体であることを認識し、その個性と創意を發揮することにより、都市景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、都市景観の形成について必要な配慮をしなければならない。

3 市民及び事業者は、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第 4 条(先導的役割) 市は、道路、公園その他の公共の用に供する施設(以下「公共施設」という。)の整備を行うに当たっては、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。

第 5 条(調査及び研究) 市長は、都市景観の形成のために講ずべき施策の策定及びその実施に必要な調査及び研究に努めるものとする。

第 6 条(市民意識の高揚等) 市長は、都市景観の形成に関する市民の意識を高め、又は知識の普及を図るために必要な措置を講ずるものとする。

この条例に基づいて第 2 章以下で次のことを定めている。

第 2 章では浜松市は都市景観形成基本計画(第 7 条)を策定すること。

第 7 条(都市景観形成基本計画) 市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画(以下「都市景観形成基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、都市景観形成基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、別に定める審議会の意見を聴かなければならない。

第 3 章では、都市景観形成地区(第 8 条～第 17 条)を指定できること。

第 8 条(都市景観形成地区の指定) 市長は、都市景観の形成を図る必要があると認める地区を都市景観形成地区として指定することができる。

2 市長は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民及び利害関係人の意見を聴くとともに、別に定める審議会の意見を聴かなければならない。

第 4 章では、一定地域で大規模建築物等(第 18 条・第 19 条)を建築、改築などをしようとするときは届出をすること。

第 5 章では、都市景観重要建造物(第 20 条～第 24 条)の指定。

第 6 章では、緑の育成及び保全(第 25 条～第 34 条)に関すること。

第 7 章では、まちづくり協議会(第 35 条～第 37 条)の認定について

第 35 条(まちづくり協議会の認定) 市長は、一定の地区における都市景観の形成を図ることを目的として組織された団体で、次の各号に掲げる要件に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

(1) 当該地区内に存する土地及び建築物等の所有者等の多数で組織されていること。

(2) その活動が当該地区内に存する土地又は建築物等に関するものに限られること。

(3) その活動が財産権を不当に制限するものでないこと。

2 まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第 8 章では、一定地域ごとに都市景観協定(第 38 条～第 41 条)を定めることができること。

第 38 条(都市景観の形成に関する協定の締結) 一定の地区内に存する土地又は建築物等の所有者等は、当該地区内における建築物の規模、壁面の位置、色彩又は形態の基準、緑化の基準その他都市景観の形成を図るため必要な事項について協定を締結することができる。

平成 19 年 4 月 1 日現在、第 8 条(都市景観形成地区の指定)並びに第 35 条(まちづくり協議会の認定)と及び第 38 条(都市景観の形成に関する協定の締結)で実現しているのは下の表に示したとおりである。

第 15 章 都市景観及び屋外広告物

15-2 国の景観法について

国の景観法をネットから引用すると主に次のような定めをしている。

景観法の制度等に関する用語の解説（北海道ホームページより）

景観法の制度に関する用語のうち主なもの。

■景観行政団体（景観法第 7 条）

景観計画を策定する主体であり、都道府県、政令指定都市、中核市は景観法によって景観行政団体に位置付けられており、それ以外の市町村は、都道府県と協議して同意を得て景観行政団体となる。

■景観計画（景観法第 8 条）

景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画である。具体的には、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針、景観重要公共施設の整備に関する事項などについて定める。

■景観重要建造物（景観法第 19 条）、景観重要樹木（景観法第 28 条）

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物や樹木を指定し、現状変更の規制などの制度によって保全する。

■景観重要公共施設（景観法第 5 条第 2 項第 5 号ロ）

景観計画区域において、道路、河川、都市公園等、良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設として景観計画に位置付け、景観計画に定めた内容に即して、その整備や各種の占用許可等が行われる。

■景観農業振興地域整備計画（景観法第 55 条）

市町村が、景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合に定めることができる計画である。

■景観整備機構（景観法第 92 条）

景観行政団体が公益法人又はNPOを、良好な景観の形成に関する事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと、管理協定に基づき景観重要建造物や樹木の管理を行うこと、景観農振計画の区域内の土地について、委託により農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得しその土地を管理すること等の業務を行う主体として指定するものである。

■景観協議会（景観法第 15 条）

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構のほか関係行政機関、関係団体、事業者、住民等で組織する協議会である。

第 15 章 都市景観及び屋外広告物

15-3 都市景観形成地区指定とまちづくり協議会

浜松市都市景観条例に基づいて設立されている都市景観形成地区とまちづくり協議会は下表の通りである。

都市景観形成地区指定 一覧表

No.	名 称	認 可 年 月 日	規 模
1	モール街	指定 平成元年 11 月 1 日 基準 平成元年 12 月 16 日	L=325.0m A= 1.2ha
2	中央柳通り	指定 平成元年 11 月 1 日 基準 平成元年 12 月 16 日	L=280.0 m A= 1.1ha
3	千歳通り	指定 平成元年 11 月 1 日 基準 平成元年 12 月 16 日	L=110.0 m A= 0.4ha
4	テカボリス・都田工業地区	指定 平成元年 11 月 1 日 基準 平成元年 12 月 16 日	A=164.0ha
5	千歳中央通り	指定 平成 4 年 1 月 17 日 基準 平成 4 年 3 月 17 日	L=175.0 m A= 0.6ha
6	千歳南通り	指定 平成 4 年 1 月 17 日 基準 平成 4 年 3 月 17 日	L=150.0 m A= 0.5ha
7	まがたま小路	指定 平成 4 年 1 月 17 日 基準 平成 4 年 3 月 17 日	L= 54.0 m A= 0.2ha
8	佐鳴湖西岸地区	指定 平成 4 年 10 月 1 日 基準 平成 5 年 1 月 16 日	A=160.0ha
9	池町通り	指定 平成 5 年 12 月 1 日 基準 平成 6 年 3 月 1 日	L=195.0 m A= 0.8ha
10	柳川緑道	指定 平成 7 年 1 月 5 日 基準 平成 7 年 4 月 1 日	L=450.0 m A= 2.1ha
11	佐鳴台おむすび・ストリート	指定 平成 7 年 9 月 1 日 基準 平成 7 年 11 月 20 日	L=2,100.0 m A=10.5ha
12	有楽街南通り	指定 平成 15 年 8 月 1 日 基準 平成 15 年 10 月 1 日	L=214.2 m A= 0.8ha
13	有楽街中通り	指定 平成 15 年 8 月 1 日 基準 平成 15 年 10 月 1 日	L= 96.5 m A= 0.3ha
14	参之式小路	指定 平成 15 年 8 月 1 日 基準 平成 15 年 10 月 1 日	L= 50.5 m A= 0.2ha
15	有楽街北通り	指定 平成 16 年 11 月 15 日 基準 平成 17 年 4 月 1 日	L=203.8 m A= 0.8ha
16	有楽街仲通り	指定 平成 19 年 3 月 9 日 基準 平成 19 年 4 月 2 日	L= 51.6 m A= 0.2ha

《平成 19 年 4 月現在》

まちづくり協議会認定 一覧表

No.	名 称	認定年月日	規 模	備 考
1	佐鳴台初付・ストリート	S63.9.10	L=2,100m A=10.5ha	景観形成地区
2	佐鳴台グリーン・ストリート	S63.9.10	L=1,100 m A=4.48ha	
3	佐鳴台レジデンス・ストリート	H1.7.11	L= 610 m A=3.05ha	
4	東第一地区 北ブロック	H1.7.10	A=8.0ha	地区計画
5	東第一地区 中ブロック	H1.7.10	A=8.1ha	地区計画
6	東第一地区 南ブロック	S63.4.12	A=9.8ha	地区計画
7	佐鳴湖西岸地区	H3.4.11.7	A=160ha	景観形成地区
8	池町通り	H4.9.1	L=195m A=0.8ha	景観形成地区
9	柳川緑道	H4.9.1	L=490 m A=2.3ha	景観形成地区
10	東第二地区 北ブロック	H6.4.20	A=5.3ha	地区計画
11	東第二地区 中ブロック	H6.4.20	A=10.2ha	地区計画
12	東第二地区 南ブロック	H6.4.20	A=10.2ha	地区計画
13	東第二地区 北中ブロック	H10.6.30	A=15.5ha	地区計画
14	肴町通り	H6.7.11	L=280m A=1.06ha	
15	有楽街南通り	H6.12.16	L=210m A=0.76ha	景観形成地区
16	有楽街中通り	H7.11.17	L=100m A=0.36ha	景観形成地区
17	有楽街北通り	H11.10.12	L=100m A=0.36ha	景観形成地区

《平成17年4月現在》

第15章 都市景観及び屋外広告物

15-4 屋外広告物の諸規制の内容

15-4-1 屋外広告物法の改正点（国土交通省都市・地域整備局公園緑地課）

屋外広告物法の改正のポイントは次の点にある（国土交通省都市・地域整備局公園緑地課より）。

- 1 屋外広告物法の一部改正の概要は次の4点
 - 景観行政を行う市町村による屋外広告物に関する条例（業規制を除く）の策定
 - 屋外広告物法の許可対象区域を全国に拡大
 - 規制の実効性の確保 ●屋外広告業の登録制の導入
- 2 改正に至る現行の自治体の取り組み状況
 - 屋外広告物法に基づき、都道府県、政令市、中核市は、屋外広告物条例を制定することができる（95団体）。なお、以下のこの法律の解説で都道府県とあるのは、政令市と中核市にあつてはこれらに読み替えられる。
 - それ以外に、都道府県からの権限委譲を受けて屋外広告物の許可や除却の事務を行っている市町村は約1,600
- 3 現行の取り組みの問題
 - 違反広告物が氾濫する現状を踏まえ、違反広告物の除却に関する制度の実効性を確保することが必要
 - 違反広告物を減らすためには、違反を繰り返す悪質な屋外広告業者を規制する措置が必要
 - 屋外広告物の規制は景観行政上重要な課題であり、景観行政団体が主体的に屋外広告物の規制を行うことができるようにすることが必要
 - 地域の特性を踏まえた良好な景観の形成を推進するため、全国で許可地域を設定できるようにすることが必要
- 4 改正の概要

良好な景観の実現のための、広告物と広告業に関する措置の両面からの取り組みを行うこと

 - ・景観行政を行う市町村による屋外広告物に関する条例（業規制を除く。）の策定
 - ・屋外広告物法の許可対象区域を全国に拡大
 - ・規制の実効性の確保
 - ・屋外広告業の登録制の導入
- 5 景観行政を行う市町村による条例の制定とは

景観行政団体である市町村が屋外広告物条例を制定可能になった。

 - ・都道府県が市町村と協議の上、都道府県の条例に定めることにより、市町村が屋外広告物条例を制定可能に
 - ・市町村が制定する条例の範囲は、屋外広告物条例（屋外広告業に関する条例を除く）の全部とすることも、対象とする区域や物件を限定することも可能
 - ・景観計画に屋外広告物の表示等に関する事項が定められた場合には、屋外広告物条例は景観計画に即して定める
- 6 許可対象区域・禁止物件の拡大とは

屋外広告物法の許可対象区域の全国拡大、禁止物件の拡大

禁止地域

住居専用地域、美観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区等
道路、鉄道等に接続する地域で都道府県が指定するもの
公園、緑地、古墳、墓地、保安林
以上のほか、都道府県が特に指定する地域又は場所

禁止物件

橋りょう、街路樹、路傍樹、銅像、記念碑、以上のほか、都道府県が特に指定する物件、これに景観重要建造物及び景観重要樹木を追加

許可地域

市及び人口5千人以上の市街的町村の区域とあつたものをこの要件を撤廃
- 7 規制の実効性の確保とは
 - ・簡易除却制度の対象の拡大と要件の緩和
 - ・簡易除却、略式代執行に係る手続きの整備
 - ・行政代執行の要件の明確化(除却等の措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき等には、行政代執行を可能とする)
- 8 屋外広告業の登録制の導入

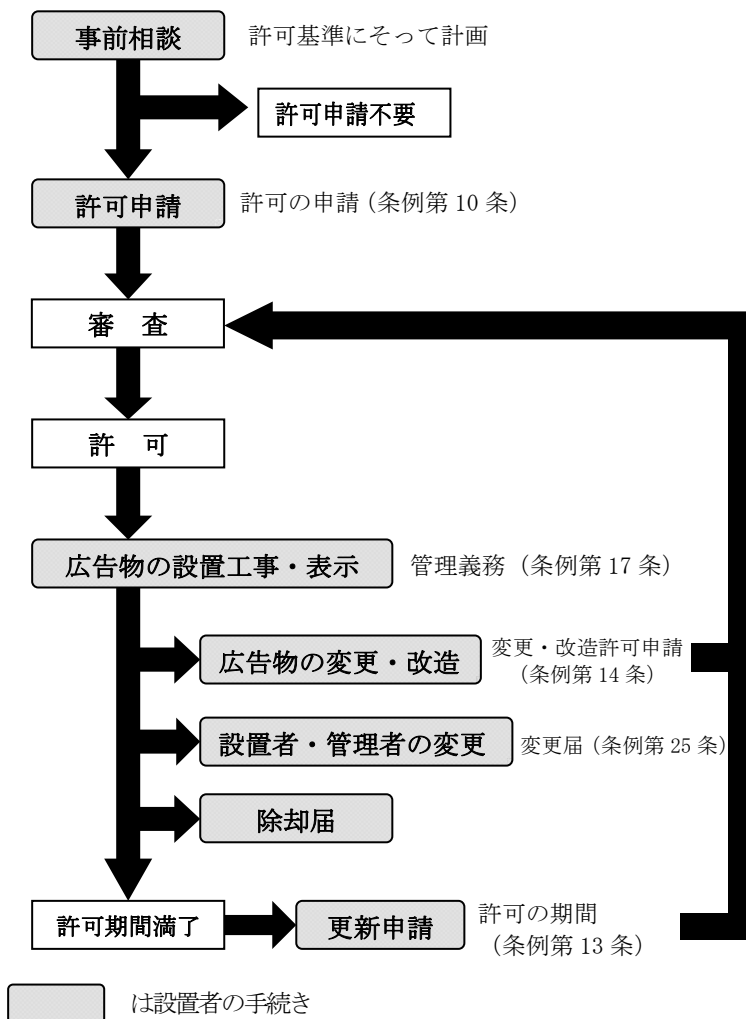
違反広告物の原因となっている不良業者を規制する措置の導入

従来は、屋外広告業は届出制であり、違反を繰り返して行政指導に従わない不良業者も、罰金や命令を個別に受けるのみで、営業の続行が可能であったが、
・条例で屋外広告業の登録制を設けることができる

 - ・屋外広告物違反の場合に、登録の取消しや営業の停止が可能

15-4-2 屋外広告物表示などの手続き

適正な屋外広告表示確保のため、多くの広告物は市条例に基づく市長の許可が必要となる。浜松市は次の手続きを示す。



● 広告物を表示する方へのお願い

- ①関係法令の事前相談も必要です。
 - ・道路占用（道路を占用する場合）許可申請
 - ・工作物（高さが4mを超える広告塔等）確認申請
 - ・風致地区（静岡県風致地区条例）許可申請
 - ・都市景観形成地区（浜松市都市景観条例により指定）、地区計画地区（都市計画法により指定）の届出
- ②手続きには審査手数料がかかります。

手数料（主なもの）

照明なし 5㎡ごとに1,240円（2年）

照明あり 5㎡ごとに1,490円（2年）

（ただし、堅ろうな広告物は3年に選択できます）
- ③申請書には添付書類が必要です。
 - ・屋外広告物許可申請書
（案内図、広告物の設計図面、周辺の状況のわかるカラー写真、その他必要により土地使用承諾書）
 - ・屋外広告物許可期間更新申請書
（広告物のカラー写真、屋外広告物点検報告書、その他必要により土地使用承諾書）
- ④堅ろうな広告物は管理者が必要です。

工作物確認申請が必要な広告物を設置するときは、屋外広告業の届出を行った者または講習会修了者などの、管理者を置かなければならないことになっています。広告物の倒壊や落下による事故を防ぐため、定期的に安全点検を実施し、常に良好な状態を保つようにして下さい。

問い合わせ・申請窓口

事務所	課名	係・グループ	電話番号	住所
浜松市役所本庁	都市開発課	屋外広告物グループ	053-457-2344	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
〃 北部都市計画事務所		開発指導グループ	053-585-1161	〒434-8550 浜松市浜北区西美蘭6番地

☆条例・規則の閲覧、申請書・届出書の様式は、市のホームページをご利用ください。

15-4-3 浜松市屋外広告物ルール of 解説

浜松市が作成している広報物より。

1 はじめに

屋外広告物について浜松市では、良好な景観を形成し、又公衆に対する危害の防止を図る目的で、屋外広告物法に基づき、浜松市屋外広告物条例によりルールを定め、広告物の面積や高さ等を制限しています。

2 屋外広告物とは

屋外広告物法では「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとして定義しています。(法第2条)

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの（街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。）
- ②屋外で表示されるもの（建物や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。）
- ③公衆（不特定多数の人）に表示されるもの（駅の構内や野球場の中など特定の人に対して表示されるものは含まれません。）
- ④看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他の工作物などに、表示又は設置されたものやこれらに類するもの

3 屋外広告物のルール

●なぜルールがあるの？

- ①屋外広告物の乱立や大型化を防ぎ、まち並みや自然の美しさを守ること
 - ②屋外広告物で見通しが悪くなったり、倒れたりすることがないようにして、住民や通行者の安全を守ること
- このことを目的に、いくつかのルールが決められています。

●どんなルールがあるの？

市内を、4つの地域に分けたルール等があります。(内容は次の「屋外広告物規制の概要」にあります。)

- 1) 第1種・第2種特別規制地域
- 2) 第1種・第2種普通規制地域
- 3) 禁止物件
- 4) 禁止広告物

●どんなことに気をつけなければならないの？

適正な表示確保のため、多くの広告物は市条例に基づく市長の許可が必要です。許可の基準として、地域区分や個別基準がありますので事前にご相談ください。

●市条例に違反している広告物はどうするの？

市条例に違反した場合は、措置命令によって除却以外に改修・移転・修繕などを命ずることができます。また簡易除去措置（はり紙・はり札等・立看板等・広告旗の行政による除却）があります。

4 屋外広告物規制の概要

1) 特別規制地域

原則として広告物の表示、設置を禁止している地域です。

第1種特別規制地域 良好な住宅地が形成された地域や自然環境・歴史環境の保全が望まれる地域を指定しています。

第2種特別規制地域 新幹線沿線や高速道路沿道などのように、広告物が集中するおそれの高い地域や都市公園・学校などの公共性の高い施設の敷地などを指定しています。

2) 普通規制地域

原則として許可を受けなければ広告物の表示、設置をすることが出来ない地域です。

第1種普通規制地域 市街地や主要な道路の沿道で、広告物を抑制する地域を指定しています。

第2種普通規制地域 活発な商業活動が行われている地域を指定しています

主な個別基準

掲出の可否及び許可申請の要否

規制地域区分		自家広告物				道標・案内図板等	一般広告物
		事務所、営業所等当たりの表示面積の合計					
		5㎡以内	10㎡以内	20㎡以内	20㎡超		
特別規制地域	第1種	掲出可 許可申請不要	掲出可 許可申請必要			掲出可 許可申請必要	掲出不可
	第2種	掲出可 許可申請不要	掲出可 許可申請必要			掲出可 許可申請必要	掲出不可
普通規制地域	第1種	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要		掲出可 許可申請必要	掲出可 許可申請必要
	第2種	掲出可 許可申請不要		掲出可 許可申請必要		掲出可 許可申請必要	掲出可 許可申請必要

個別基準 ※①～⑥の広告物は第1種特別規制地域、第2種特別規制地域の場合は、自家広告物に限ります。

①野立広告塔

面積

第1種特別規制地域
高さは10m以下
1面の面積は30㎡以内であること

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域
高さは15m以下
1面の面積は30㎡以内であること

高さ

④屋上広告

⑤突出広告

⑥のぼり旗

⑦案内板

③壁面広告

①②野立広告

屋外広告物の種類

②野立広告板

第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

高さは5m以下
面積は全面で30㎡以内であること

面積

高さ

③壁面利用広告

- 壁面の端から突き出さないこと
- 窓その他開口部を覆わないこと

第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

壁面1面の面積が300㎡未満の場合
…壁面1面の1/5以内であること
(壁面の面積の1/5が15㎡以内の場合…15㎡まで可)

壁面1面の面積が300㎡以上の場合
…壁面1面の1/10以内であること
(壁面の面積の1/10が60㎡以内の場合…60㎡まで可)

第2種普通規制地域

壁面1面の1/5以内であること
(壁面の面積の1/5が15㎡以内の場合…15㎡まで可)

広告物の面積

壁面1面の面積

④屋上広告

- 壁面から(建物の幅より横に)突き出さないこと
- 木造建築に設置しないこと

第1種特別規制地域

広告物の高さは5m以下かつ
建物の高さの2/3以下であること

第2種特別規制地域

広告物の高さは10m以下かつ
建物の高さの2/3以下であること

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

広告物の高さは15m以下かつ
建物の高さの2/3以下であること

広告物の高さ

建物の高さ

⑤壁面突出広告

出幅は1.5m以下であること。ただし、道路への出幅は1m以下であること。

下端は、歩道がある道路では地上から2.5m以上（歩道がない道路では4.7m以上）

第1種特別規制地域

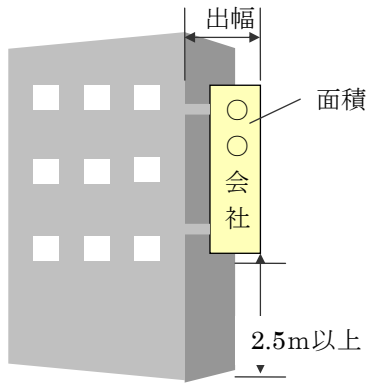
第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

面積は20㎡以内

第2種普通規制地域

面積による制限なし



⑥のぼり旗

第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

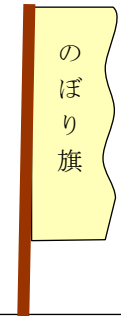
第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

1面につき2㎡以内

道路端から5m以内に設置する場合は、

相互の間隔5m以上



⑦案内図板

第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

高さは5m以下

1面の面積は3㎡以内であること

第1種普通規制地域

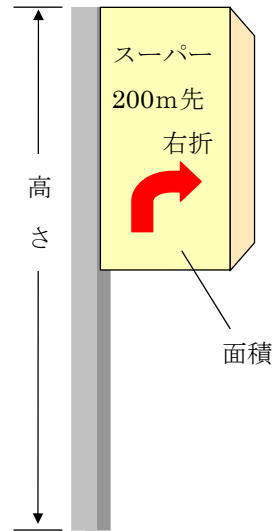
高さは5m以下

1面の面積は5㎡以内であること

第2種普通規制地域

高さは15m以下

1面の面積は30㎡以内であること



その他の広告物

●塀利用 ●アドバルーン ●電柱・電話柱・消火栓を利用する広告物 ●乗合自動車 ●電柱広告 など
各広告物の個別基準については、ご相談ください。

平成19年10月末現在、浜松市に登録した広告業者の数は13件、静岡県に登録し浜松市にも届出を行っているみなし登録業者の数は302件になっている。

第 16 章 駐車場案内システムと道路占有物件

16-1 駐車場案内システム管理事業について

駐車場案内システム浜松市都市計画部交通政策課が管理を行っている。

■目的

浜松市の駐車場案内システムは、平成 6 年 4 月にブロック案内板 12 基、詳細案内板 30 基で供用開始され、自動車走行中のドライバーに駐車場の満空情報の提供を行ってきた。

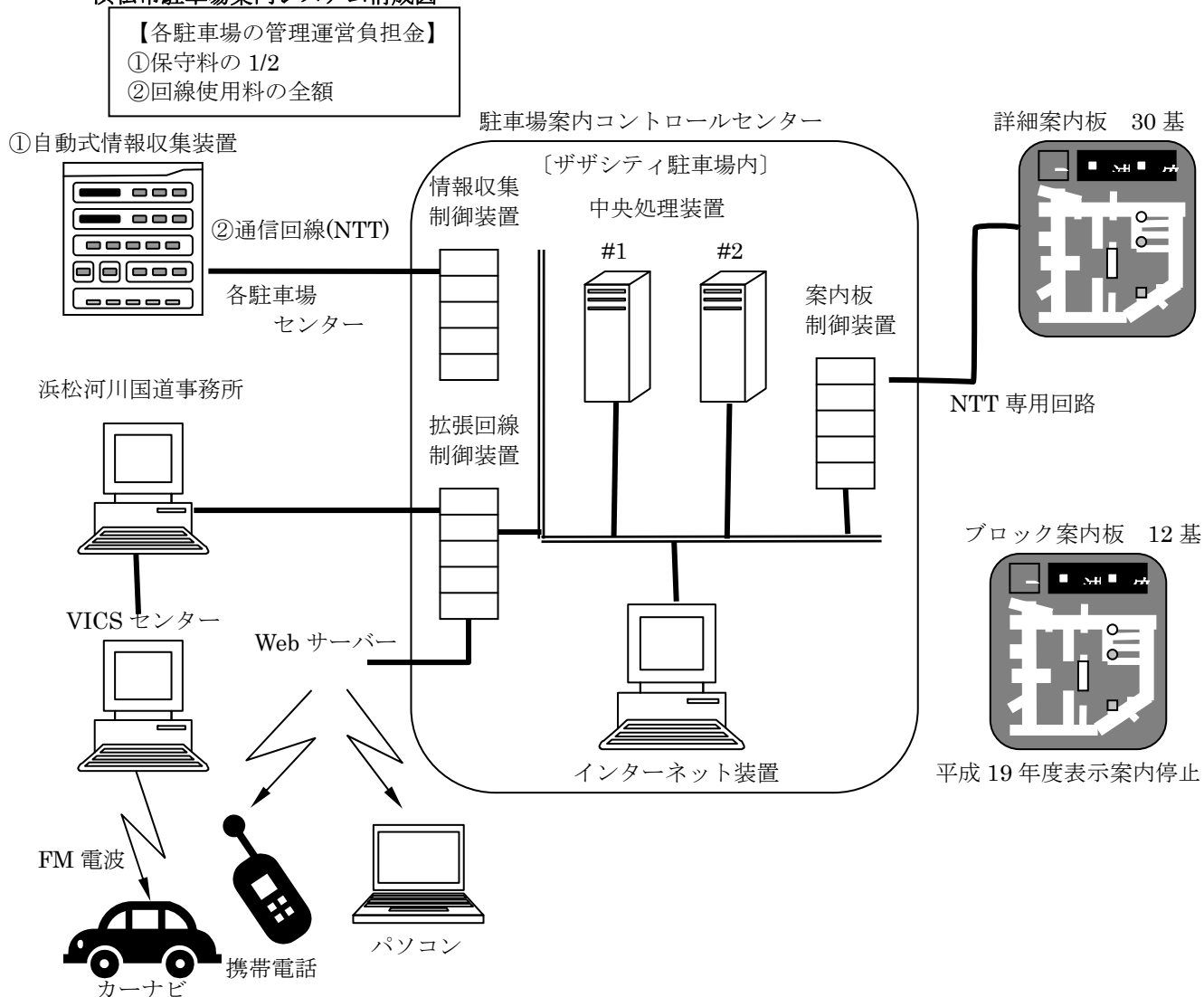
また、インターネット、携帯電話及びカーナビゲーションが急速に普及した社会状況を受け、平成 15 年度にはインターネット・携帯電話へ駐車場情報（満空情報・営業時間・料金体系・収容台数・高さ制限等）を開始し、平成 16 年度には国土交通省浜松河川国道事務所のサーバーに接続し、FM 放送を利用して VICS 対応カーナビゲーションへ駐車場情報（満空情報・営業時間等）を提供するシステムの整備を行った。

的確な駐車場情報を利用者にリアルタイムで提供することにより、快適で渋滞のない交通体系を確立するため、駐車場案内システムの適切な管理を継続する。

■内容

市営ガザシティ駐車場内に設置されているコントロールセンターの維持管理、詳細案内板（計 30 基）及び駐車場案内システム加盟駐車場に設置されている情報収集装置（17 基）の定期保守点検を行う。

浜松市駐車場案内システム構成図



浜松市駐車場案内システム案内板故障状況表

	No.	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	備考	
ブロック案内板	1				○				▲	}	H19年案内板表示休止	
	2						▲	▲	▲			
	3						▲	▲	▲			
	4				○							
	5						▲	▲	▲			
	6				○				▲			
	7						▲	▲	▲			
	8				○							
	9				○							
	10						▲	▲	▲			
	11						▲	▲	▲			
	12						▲	▲	▲			
詳細案内板	1								▲○	▲	赤色点灯不良	
	2									▲	緑色点灯不良	
	3						▲	▲	▲	▲	緑色点灯不良	
	4						▲○		▲	▲	滅灯	
	5					○	▲○					
	6	○										
	7					○	▲○			▲	滅灯	
	8								▲○	▲	赤色点灯不良	
	9					○				▲	滅灯	
	10					○	▲	▲	▲	▲	緑色点灯不良	
	11						▲	▲	▲	▲	緑色点灯不良	
	12		○	○								
	13					○	▲○		▲	▲	赤色点灯不良	
	14	○			○				▲	▲	滅灯	
	15		○	○	○							
	16		○	○	○							
	17							▲○	▲	▲	▲	滅灯
	18				○			▲	▲○			
	19								▲	▲	▲	滅灯
	20											赤色点灯不良
	21		○									
	22			○								
	23	○						▲	▲	▲○		
	24										▲	滅灯
	25							▲○	▲	▲	▲	滅灯
	26										▲	緑色点灯不良
	27			○				▲○	▲	▲	▲	緑色点灯不良
	28							▲○	▲○			
	29				○							
	30										▲	緑色点灯不良

※H19年

○…修繕工事対象箇所 ▲…ランプ不良箇所

H11～H15 修繕対象箇所のみ記入

浜松市駐車場案内システム整備事業 (単位：千円) 平成6年3月

	事業主体	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	計
道路付属物	浜松市	42,000	262,400	437,800		742,200
	静岡県		228,138	204,093		432,231
道路付属物以外等	浜松市		70,113	25,271	3,700	99,084
計		42,000	560,651	667,164	3,700	1273,515

平成18年度駐車場案内システムの管理運営実績報告

歳出 駐車場案内システム管理事業 (20,450,260円) 単位：円

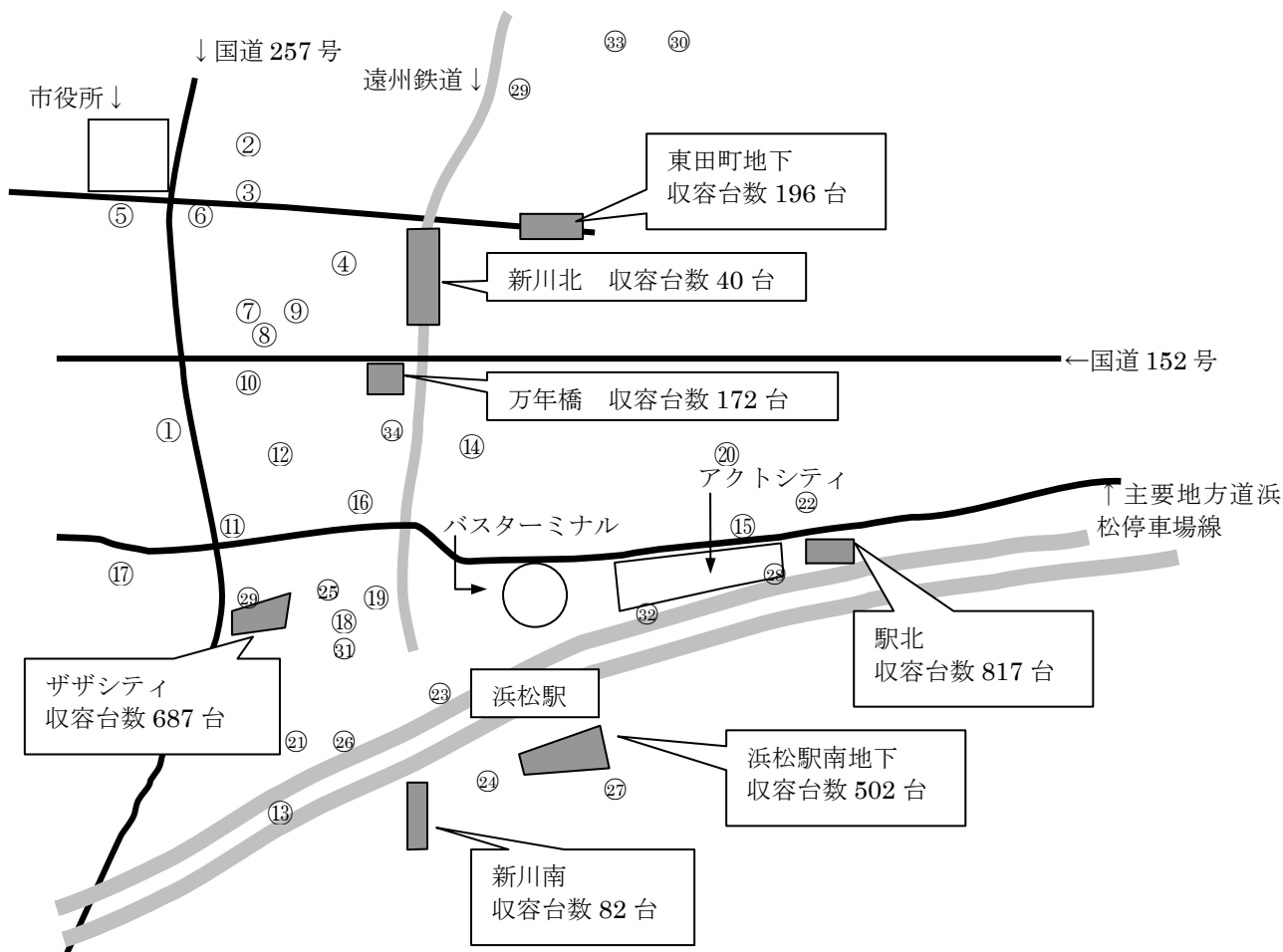
節(細節)	最終予算額	決算額	決算額内容
旅費(管外)	7,000	6,760	
需用費	218,000		
(消耗品)	13,000		
(印刷製本費)	5,000		
(修・建物設備)	200,000		
役務費(郵便料)	10,000		
委託料	19,534,000	19,477,500	システム運用管理、中央処理装置及び詳細案内板定期試験、各駐車場自動情報収集装置保守
工事請負費 (整備工事)	1,000,000	966,000	詳細案内板電源部交換 ・制御電源3基3個 ・表示電源1基2個
合計	20,769,000	20,450,260	

歳入 平成18年度駐車場案内システム管理経費負担金 (1,536,492円) 単位：円

駐車場案内システム参加駐車場数	回線使用料①	保守費	保守費の1/2②	請求額①+②
21駐車場	1,071,336	984,312	492,156	1,563,492

システム参加駐車場情報収集装置にかかる負担金
(電話回線使用料、機械保守料の1/2 21駐車場)

浜松駅周辺主要民間駐車場と公共駐車場



浜松駅周辺の主要駐車場一覧

番号	駐車場名	収容台数	番号	駐車場名	収容台数	番号	駐車場名	収容台数	番号	駐車場名	収容台数
1	日管大手門パーク	252	11	サイトパーキング	33	21	リパーク浜松駅西	315	31	R92パーキング	171
2	日管尾張町パーク	150	12	ザ・パーク24	126	22	イクタモータープール	164	32	砂山東時間貸	61
3	日管けやきパーク	120	13	高架下駐車場サンビシア	92	23	遠鉄百貨店パーキング第1	320	33	遠州セントラルパーキング	300
4	日管ジャンボパーク	223	14	丸倉広小路モータープール	212	24	遠鉄百貨店パーキング第2	96	34	寿モータープール	240
5	日管浜松城パーク	228	15	丸倉広本社モータープール	350	25	松菱パーキング	215	公営	浜松駅南地下駐車場	502
6	日管富士見パーク	101	16	棒屋パーキング	287	26	松菱第2パーキング	182	市	新川南	82
7	アルスパーキング	230	17	栄町パーキング	300	27	パークファイブ	386	市	新川北	40
8	ゆりの木パーク	27	18	パーキングサトウ	23	28	アクトシティ	1,144	市	万年橋	172
9	ヒオラ田町パーキング	300	19	トヤマモータープール	14	29	OGURIパーキング1	164	市	駅北	817
10	連尺パーキング	58	20	大協パーク280	280	30	OGURIパーキング2	128	市	東田町地下	196
									市	ザザシティ	687
									計		9,788

第16章 駐車場案内システムと道路占有物件

16-2 移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準を定める省令

道路占有物件を許可する場合の法令上参考となる規定が定められている。

○国土交通省令117号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第4項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準を定める省令を次のように定める。
（平成18年12月19日）

移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準を定める省令

道路法（昭和27年法律第180号）第32条第2項第3号に掲げる事項についての同条第1項各号に掲げる工作物、物件又は施設（市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず一時的に設けられる工事中板囲いその他の工事中施設及び災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる工作物、物件又は施設を除く。以下「工作物等」という。）に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第4項の移動等円滑化のために必要な基準は、次のとおりとする。

1 工作物等を歩道又は自転車歩行者道上に設ける場合においては、歩行者又は自転車が通行することができる部分の幅員が移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。）第四条の規定により定められた有効幅員（同令附則第三項の規定により有効幅員を縮小した場合にあっては、当該縮小した有効幅員）以上となる場所であること。

2 工作物等を道路移動等円滑化基準附則第2項の規定により車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分で設けた道路の区間に設ける場合においては、歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行を著しく妨げない場所であること。

附則

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。

第16章 駐車場案内システムと道路占有物件

16-3 平成18年度道路占有料収入の内訳

単位：円

		事業者	件数	金額	備考		
大手事業所 (年度更新分)		中部電力	4	69,445,470			
		中部ガス	1	96,707,806	地下埋設管		
		N T T	1	146,388,886			
		N T T コミュニケーション	1	5,191,261			
		中テレ	1	7,532,170	上空架線及び地下埋設		
		遠州鉄道	1	1,475,500	バス停及び上屋		
		小計	9	326,741,093			
単年度徴収		物件	件数	金額	備考		
道路法32条第1項	第1号 に掲げる物件	電柱	91	794,978			
		その他柱	2	200	バス亭電源引込柱		
		上空ケーブル	322	24,062,940			
		地下ケーブル	220	2,673,404			
		変圧器	4	6,749			
		PHS無線基地局	6	200,550	50%徴収		
		バス亭上屋	2	8,750	50%徴収		
		架台	5	35,700			
		救助袋固定環	5	27,300			
		他工作物	1	14,700			
			小計	658	27,825,271		
	第2号 に掲げる物件	ガス管	277	2,989,324	70%徴収		
		油送管	4	4,334			
		エア配管	5	15,863			
		給水管	85	147,567			
		共同管	2	16,700			
		下水道管	4	324,940			
		工業用水管	75	2,933,813			
		蒸気パイプ管	14	75,466			
		送水管	2	2,898			
		排水管	36	282,734			
		消火栓管	1	1,173			
		農業用水管	3	8,190			
				小計	508	6,803,002	
		第3号・第4号 に掲げる物件	軌道	1	7,197,750	50%徴収	
	駅舎		1	334,950			
	日覆		1	31,500			
	日よけ		1	4,200			
			小計	4	7,568,400		
	第5号 に掲げる物件	上空通路	9	766,080			
		地下通路	1	390,600			
		地下道	3	168,000			
		索道	1	39,900			
		横断歩道橋	1	138,880			
		バス施設	23	3,638,807			
			小計	38	5,142,267		
	第6号 に掲げる物件	自動販売機	1	21,120			
		工事用足場	128	8,035,760			
		資材置き場	1	59,840			
産業廃棄物最終処分場		1	915,600				
		小計	131	9,032,320			
道路法施行令 第7条	第1号 に掲げる物件	アケート*添加広告	2	170,240	50%徴収		
		案内標識	3	6,800			
		看板	112	7,322,559			
		添加広告	6	10,335,360	75%徴収		
		巻付広告	2	17,084,928	60%徴収		
		バス亭	2	1,072	50%徴収		
			小計	127	34,920,959		
	第6号・第7号 に掲げる物件	駐車場	5	386,827			
				小計	5	386,827	
	上記以外	公共空間利活用	12	147,220			
過年度分		1	4,595,762				
単年度徴収計		1,484	96,422,028				
総計		1,493	423,163,121				